

平成16年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成16年12月16日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成16年12月16日 午後9時38分開議

- 日程第1 議案第1号 平成16年度周防大島町一般会計予算について(質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について
(質疑・討論・採決)
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 同意第1号 周防大島町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて

- 日程第15 同意第2号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第4号 周防大島町助役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第5号 周防大島町収入役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 周防大島町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第20 農業委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成16年度周防大島町一般会計予算について（質疑・討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について
（質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について

(質疑・討論・採決)

- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 同意第1号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第2号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第4号 周防大島町助役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第5号 周防大島町収入役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 周防大島町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第20 農業委員の推薦について

出席議員（26名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	君
収入役	君	教育長	平田 武君
総務部長	椎木 巧君	総務課長	吉田 芳春君
総合政策課長	村田 雅典君	財政課長	奈良元正昭君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
商工観光課長	中原 忍君	環境生活部長	田村 博君
生活衛生課長	東原 正一君	水道課長	上元 勝見君
下水道課長	嶋元 則昭君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	吉村 正晴君
橘総合支所長	坂本 薫君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	横山 充生君	社会教育課長	鍵本 一和君
公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君		

午前9時38分開議

議長（新山 玄雄君） 改めておはようございます。昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算を議題とします。

補足説明は12月15日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑の方法は、歳入を一括質疑とし、歳出につきましては、款ごとに行います。

歳入について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、歳入について質問します。

私たち旧大島町では、補足説明が十分のかわりに、歳入等については総括表を出していただき

ました。そういう格好で、私たちがやっていた総括表に基づいて質問していきたいというふうに思います。

まず、個人法人にかかわる町税収入ですが、それぞれ人数、社、いわゆる社数、個人法人合わせてそれぞれ何人、何社という格好で、それぞれ3ページの町税のうち、個人及び法人については聞きたいというふうに思います。それが1件です。

次に、2点目として、5番として特別土地保有税、これは法律改正で新しく徴収しないということになっておりますが、実際的にこの特別土地保有税については、旧大島町ではかなり残っておったという私も考えておるんですが、旧町ごとに一体何社あるのか。いわゆる特別土地保有税の未納額、これは一体何社あるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に7ページ、地方交付税について質問します。これについては、法定協の中で議論されました16年度分の交付税をもとに見ますと大体70数億円ということで、1年間通じて。それで今回は、6月、9月分を除いて11月分の普通交付税分ということは聞いておるんですが、それにしても実際的には18億8,300万円では、これは実際的にいわゆる前期分と後期分と合わせたらかなり金額差があるというふうに見るんですが、再度確認しておきたいというふうに思います。

それと特別交付税、これも正確的なものの答弁を求めておきたいというふうに思います。これが12億6,500万円の件です。

それと、県補助金の欄を見てください。県補助金のうちの国保負担軽減対策費助成事業補助金、これも一応確認しておきたいんですが、これは前期後期仕分けされた結果なのか、それとも、17ページの県がいわゆる国保軽減対策として出す補助金885万3,000円ですが、これについて、実際的に前期分旧4町分と、この10月から来年の3月までの区分け、これを聞いておきたいというふうに思います。

それじゃあ、ちょっとその点よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 個人町民税と法人町民税の件でございますけれども、基本的には16年度の当初予算に組んでおりますものから、16年度の旧町の決算を差し引きましたものが新町の調定として上がっております。個人町民税につきましては、納税義務者が7,293人でございます。法人町民税につきましては、323社となっております。

それから、次の特別土地保有税でございますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたような同じことでございますけれども、滞納繰越分につきましては6社ということでございますが、前年度分につきましては、今ちょっと各町のものは持っておりませんので、16年度につきまして詳しい資料持っておりませんが、大島町につきましては、16年度は15社とい

うことで確認をしております。三、四社大きなものがございますけれども、以上でございます。
議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、1点目の普通交付税の関係ですけれども、まず普通交付税ですけれども、これは、4町で平成16年度合わせまして72億6,578万8,000円の交付決定をいただいております。既に交付された額を除きまして、今回11月に交付されますのが、ここに予算計上しております18億8,361万1,000円ということでございます。

それから、特別交付税12億6,500万円の計上でございますけれども、旧町まだ特別交付税決定来ておりませんけれども、旧4町でそれぞれ交付されるであろうと見込まれておりましたものが9億1,500万円予算計上されておりました。これに今回3億5,000万円を追加して計上しておりますけれども、これにつきましては、まず合併の格差是正として3年間で6億9,000万円交付されるわけですけれども、その当初年度分として2億3,000万円、それから電算統合分の特別交付税、これが1億1,584万円、それから、旧大島町と旧橘町で若干財源留保しておいた分、こういったものを合わせまして、今回3億5,000万円として追加をさせていただきます。12億6,500万円の計上ということでございます。

それから17ページ、国保負担軽減対策の助成事業補助金885万3,000円でございますけれども、これは、旧町それぞれ見込んでおりました補助金額そのまま1年分、まだ入ってきておりませんので、1年分を予算計上しておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 国保負担軽減対策費助成事業補助金につきましては、旧4町分ということでしたが、現在県の方から指示がきております額、それを計上しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、各町からのいわゆる受益分としてたしか雑入の中に入ったと思いますが、ページ数はちょっと探す間がありません。それでちょっと質問しておきますが、御承知のように、今年度、合併まえの年度においては、それぞれ各町から基本的には未使用分と言いますか、受益分と言ったらおかしいんですが、実際9月までの決算分の残りが各町から収入の方で上がってきております。

その中で、旧大島町においては、基本的には在宅介護見舞金にかかわる予算分とかいうのとあわせてこんにちは赤ちゃん支援事業、これらは当初予算の中で入っておったというふうに見ております。少なくともこの10月から3月までに対していわゆる大島町から繰り入れた分の中に、少なくとも新町になった半年については、この予算上については、少なくとも在宅介護見舞金にかかわる支出の財源、また、こんにちは赤ちゃん支援事業に対する支出の財源、これは入ってきたというふうにとらえておってよいのかどうなのか、この辺を聞いておきたいというふうに思い

ます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） こんにちは赤ちゃん支援事業、いわゆる出産祝い金につきましては、16年度は現行どおり旧大島、旧東和で実施されておりましたのは引き続き継続しているところです。介護見舞金につきましては、一応16年度におきましては旧大島町だけでしたが、これはもう支払いが終わっておりますので、16年度は実施したということで、17年度からは廃止の方向で検討しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 在宅介護見舞金制度、これが旧大島と旧東和でやられておって、それでこんにちは赤ちゃん支援が基本的には旧大島町でやられておったということで財源移動を聞きたいと。だから、逆に在宅介護見舞金制度について、逆に旧東和町分が入ってきちよるんじやなかとうかなということであわせて聞いておきたいというのが質問の趣旨であります。じゃけえ、その辺を間違いなかったらいいです、わざわざ。

それと、いいです。まあいいです。

議長（新山 玄雄君） 間違いありませんね、今の。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） こんにちは赤ちゃん支援事業、これは旧大島町で実施されていたということで、もうこれは16年度は継続してやるということです。それと、旧東和でやっておりました出産祝い金 同じようなものですが、これも引き続き16年度は実施するということです。金額的には2つの町合わせまして288万円の予算が計上されております。

寝たきり老人と介護見舞金につきましては、旧東和町はもう平成16年度では廃止をしております。だから、旧大島町のみ16年度はもう支出済みということですので、17年度からは廃止の方向で検討してるということです。寝たきり老人と介護見舞金の金額につきましては、276万円が予算計上されております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出の質疑を行います。1款議会費について質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） どちらが、多分運営上は総務部長が答弁されるというふうに思いますが、実は、今議員控室を見てわかるように、実は議員控室にずっと電話があったんです。実際的には議員控室から電話が撤去されておるんです。議会活動においては、やっぱり私たちもできるだけ議会事務局の方には遠慮すまあとと思うんですが、やっぱり私は、今回の来年のこれが3月までの予算であれば早い時期に組んじよるのかどうなのか、ちょっと確認しちょきたい

というふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 議員控室の電話の関係でございますが、議会事務局の職員の人数がふえた関係上、電話を今移設しております。御要望のあった電話の設置につきましては、合併後の調整ということで、合併対策の方の経費の中に電話の移設等の経費が若干組んでございます。その中で運用できるものであれば設置をしていきたいというふうに考えております。できるだけ前向きな形で調整したいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費について質疑はありませんか。2款でございます。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 6番、浜戸でございます。では、4点ほどお聞きします。

1つは、37ページの宿日直手当というのがありますが、これは今後支所、それから出張所がふえたわけですが、どこで宿日直が行われるのか。行われるとこと、それから、その当てる職員については、例えば支所であれば支所の職員なのか、それともそこにある課の課というか、部の職員も当てるのかどうか、それをお伺いします。

それから、41ページの情報通信施設管理費というのがありますが、これ条例では現在旧大島町と橘町ということになっておりますが、これは将来的には統一した通信網が必要だと考えますんで、これは将来どのような見通しになっているかということをお伺いします。

それから、前後して申しわけございません。39ページ、庁舎等建設調査事業費というのがありますが、これはどういう事業費かということです。

それから、47ページに各支所への報酬が出ておりますが、これはちょっと47ページ済みません。各支所の中で報酬として、例えば久賀支所は自治会長報酬、それから東和町は駐在員という、これ皆名前がと言いますか、名称が違うわけですが、これは、多分条例では行政連絡員というふうになってたんで行政連絡員のことだと思うんですが、これは統一をした方がよろしんじゃないかと思うんで、その辺で、僕の勘違いであればあれですけども、答弁をお願いします。

以上、4点よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 37ページの宿日直手当の御質問でございますが、旧町で宿日直の取り扱いが相違がございました。というのは、一部を宿日直を委託している旧町がありましたし、全面的に委託しているところがありましたし、従前どおり職員が宿日直を行っているところございました。それで、合併によってすぐさまその統一がとれないということでございまして、

旧町で予算計上しておいたものから、冒頭で説明したとおり、9月末までの執行されたものをのけて、その残りを予算計上しておるわけでございます。

それで、それでは宿日直はどこの職員がやるのかということでございますが、各庁舎ごとに勤務しておる職員で対応いたしております。それから、例えばこの大島総合支所で言いますと、大島庁舎に勤務している職員で大島庁舎の宿直をやっておるということでございます。

また、委託しておるところにつきましても、全部を委託しているところもありますし、または、金曜日の宿直、日曜日の日直というふうに職員を当てておるというところもございまして、それらの経費でございます。

39ページの庁舎等建設調査事業費のことでございますが、これは旧東和町の予算から引き継いだものでございまして、全員協議会で御説明いたしましたように、東和総合支所の改築並びに星野記念館の設置に係る調査費ということでございまして、まず報償費でございますが、報償費につきましては、コンペに参加していただきました設計コンサルタントに対する報償費と、そのコンペを審査する審査委員会を立ち上げましたが、その審査委員さんに対する報償でございます。

委託料につきましては、今回本予算に上がってきたものでございますが、設計業務1,300万円とその設置予定地の地質調査業務ボーリングでございますが、これ320万円計上して、これは旧東和町で計上してあった額をそのまま本予算に計上したものでございます。

済みません、47ページでございますが、支所及び出張所費の報酬の中で、大島町では行政連絡員、久賀町では自治会長、東和町では駐在員、橘町では区長というふうな行政連絡員さんと統一された名称が旧町のままで出ているということでございますが、確かにその名称は行政連絡員と統一されましたが、旧町で組んでおいたそのままだを今回上げております。

と申しますのは、報酬の額自体につきましては、今まで旧町では4町の報酬審議会という場を設けておりまして、そこで検討した結果、名称は違いますが、その報酬額については統一されておいたわけでございまして、17年度からは統一的な名称で計上したいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 情報通信の御質問でございますが、これは防災行政無線ということだと思います。この防災行政無線については、既に旧橘町と旧大島町に防災無線が整備されております。今後これをどのようにするのかという御質問でございますが、この文書交付費の中に情報通信管理経費の中に防災無線統合調査業務というものを組んでおります。この調査業務におきまして全町、ですから旧久賀等も含めて防災行政無線の統合をしたいということでこの経費を上げております。

概略的に申しますと、基本的に嵩山にある中継局がありますが、これがどの程度郡内に電波が

届くか、そして、第2中継局、第3中継局が要るか、というような調査を今回やりたいということでございます。そして、全町的にとりあえず屋外の子局、いわゆる屋外のスピーカーを整備したいということでございます。その基本調査を今回組んでおります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） よくわかりました。

それでちょっと一点だけ。さっきの宿日直ですけれども、これで宿直の日直はおらんところはないと思いますが、宿直のおらん出張所がありますか。夜はおらんようになる出張所はありますか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 今現在総合支所のみで宿日直をっております。出張所には宿日直は置いておりません。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。富田議員。

議員（18番 富田 安英君） 18番、富田です。47ページの16番の原材料費なんですけど、今までどおりの原材料費としての扱いでよろしいでしょうか。そこら辺のところを。旧大島町とか、そういう扱いでよろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 47ページの大島支所経費のうちの原材料費、工事原材料182万円のことでございます。これも旧4町で非常に取り扱いが違っておった中の一つでございまして、この半年間で統一するというのは非常に難しいということではございましたが、今現在総合支所で統一的に扱おうというふうな形で進めておりますのは、今ここの原材料で申しますと、原材料の支給につきましては、約10万円をめぐり、原材料費は請求書をもって町の方からその請求業者の方にお支払いをしますと。

例えば、その地域で複数の方々に道路補修をするといったら、例えばの話ですが、生コンが要りますよと、生コン1立米1万5,000円という請求書を持ってきていただければ、その請求書をもって生コン業者の方に直接お支払いするというふうな形。または、道路補修のときにクラッシャーが要ると言えば、そういう形を一々そのいろいろな手続、煩雑な手続を避けて、請求書をもって直接町の方から業者さんにお支払いするというふうなための原材料で、各4総合支所で統一いたしております。

また、そのほかのことにつきましては、例えば小規模施設整備補助金というのが新しく新町で

できておりますが、これにつきましては、例えば共同で農道とか河川とかを整備する、または排水路を整備するというふうな場合につきましては、その原材料すべてを支給しようということで、これは金額上限は100万円としておりますので、請求書を持ってきていただくというわけにはまいりませんが、当然その手続をとっていただいて、その原材料費全部を支給しようという制度を創設しております、これが町内全域で施行されております。

ただ、時間的なものがございまして、まだすべての行政連絡員さんまたは自治会長さん等に今から完全な周知をしていこうという状況でございまして、これも旧町で取り扱いがずっとったものですか、これを新たに今統一して周知を図っていこうといたしております。

それともう一点、総合支所の経費の中で、新年度からの話なんですが、小規模の維持管理でございまして。例えば町道に例えば倒木があって、そう大して経費はかからないんだけども急ぐというようなもの、または、側溝ぶたが落ちておるんだけども、これは本課の方まで対応していくと時間がかかるよというものにつきましては、総合支所の方で20万円以内ぐらいをめでに総合支所で即座に対応できるというものについては、その業者さんを連れてきて、すぐ発注してかかれるというふうなことは、今この予算の中では総合支所に計上されておりませんが、新年度からはそこらあたりも総合支所の経費として計上し、特に緊急を要するもの、早く対応しなければならないものについてはできるだけ、総合支所が一番近くにあるわけですから、そういうとこで対応するという予算を計上したいと思っております。今回まだすべてがそこに載っていないところがありますが、御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 富田議員。

議員（18番 富田 安英君） だから、総合支所の方へ申出をすればいいということでもよろしゅうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） できるだけ身近なものは、または小規模なもの、緊急を要するものにつきましては、総合支所に対応していただくというふうな方向をとりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 携帯の電源を切るか、マナーモードにしていきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 4番、平野です。37ページの一般職124名の時間外勤務手当のことなんですけど、3,017万円上がってますけど、合併直後で大変ばたばたとったと思います。多いか少ないかはわかりませんが、大変申しわけないんですが、僕は時間外手当の職員の時給を大変恥ずかしながら知らないんです。それを教えていただきたいのが1点と、41ページの町制制定事業がございまして。99万6,000円かかっていますが、もう町章というのは決定したのでしょうか。もししたならば、どういう方法で決定したのか、指定した業者にやらした

のか、公募したのか、その2点をお伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 時間外勤務手当のことでございますが、時間外勤務手当の単価につきましては、給与条例の中、また規則の中で、職員個々に給与の一人一人の給与額から時間当たり単価を算出するというふうになっておりますので、定額ではないということでございます。

もう一つは、時間外勤務手当の全体の総額のことでございますが、御存じのように、非常に災害に見舞われました。台風災害等もありまして、今現在もまだ建設関係の各課では残業続いておりますのでございます。

それともう一点は、旧町の時代に、台風のときに、土曜日曜にたくさんの職員出ていただいて、被災の後の瓦れきの処理というふうなものをやっていたいただきました。

そういうことで、通常の年に比べれば各町とも相当大きな残業手当が出ておったし、また、10月1日以降にその大きな予算が生まれておったのをそのまま引き継いでおるという状況でございますので、できるだけ残業の額は総じて抑制しなければならないというふうに思いますが、当面やっぱりこの緊急対応ということで、時間外勤務をしていただいてでもその当面の措置をしなければならないということでもありますので、そこらあたりは御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 町章はどうなった。どなたが言う。中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 町章制定でございますが、今回それらの関連の予算を計上しております。御議決後に町章の募集等かけたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 時間外手当の総額のことは納得できました。単価的には大体平均値というのはわかるんじゃないかと思うんですが、何か高すぎて言いにくいんかね。そのあたりをちょっとお願いいたします。

昨今、やっぱり国家公務員とかテレビで見るにつれ、給与を安うしようという雰囲気があるでしょう。どうしても社会が不景気になったら、もう公務員は給料が高いとか見られるのは当然だと思います。素直に3,000円から4,000円台だとか言ってほしいわけなんですけど。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） まず、その単価のことでございますが、1時間当たり単価は、まず給与額から ちょっと細かい数字は覚えませんが、週40時間幾らで割りまして、1時間当たり単価を出すという方法が給与条例から出ております時間外勤務手当の規則の中で定められております。それによりまして1人当たりの時間当たり単価が出るようになっております。

そういうことでございますので、給与額が例えば1級から 管理職は出ませんから、6級あ

たりまであるわけでございますので、その給料額によって大きく変動しておるということでございまして、平均的なそのとこといいますと、時間外勤務手当を支給される職員すべてを均等に割ってみるということでございますので、ちょっと今そこまで資料持っておりませんが、例えば平均的な時間は出してあるものがありますので、また後ほど資料を渡したいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。資料を今からすぐ取り寄せます。

午前10時15分休憩

.....
午前10時30分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

答弁をお願いします。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 失礼いたしました。時間外勤務手当の単価のことでございますが、15万円の月額給料の職員で、平日普通の超勤で時間給1,200円、20万円の職員で1,600円、25万円の職員で1,900円、30万円の職員で2,300円、35万円の職員で2,700円の時給でございます。また、これにつきましては、深夜、要するに午後10時以降につきましては割り増しがかかっておりますので、若干もう少し単価が（発言する者あり）後ほど資料を差し上げたいと思えますが。そういうことございまして、単価につきましては、今は平日の10時までの時間単価でございまして、深夜になりますと割り増しがかかってまいります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平野議員、いいですか。ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川敏郎君） 21番、平川です。ページ39ページの13節委託料、この中の顧問弁護士料37万8,000円ですが、月決めでいくと1カ月顧問弁護士の費用は消費税ともで5万2,500円と認識しております。これは何件かの相談費用も含めているのならば、いつからいつまでですか。それと、もし教えていただけるもんなら、どこの弁護士さんかお願いいたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 顧問弁護士の件でございますが、現在まだ顧問弁護士の委託の契約はいたしておりません。職務執行者のときにお伺いしましたが、新町の町長が正式に誕生した後、その契約を結んでほしいということでございまして、まだ契約に至っておりません。今後顧問弁護士を選任し、委託契約をしたいと思えます。

それで、単価につきましては、月額6万円に消費税ということで予定をいたしております。た

だこれも旧4町ではいろいろ額にも差がありましたし、また、その弁護士さんを依頼しているところも違いましたので、今から選定したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川敏郎君） そうすると、37万8,000円というのはまだ業務委託をしてないからこの金額を組んでおられるという答えでございますが、でも、6万円の消費税ということになると、6万3,000円の3カ月とか4カ月という金額になれば、こういう金額にはなりません。その辺もう一度お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。6万3,000円掛ける6カ月で37万8,000円ということをお計上いたしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 22番、田中。44ページの基金管理経費の中に積立金25があると思うんですけど、26の繰入金で財政調整基金とか繰り入れておるのに、ここでまた積み立てるとするのは、同一会計年度でどういうことでこんなんが発生するのか。お答え願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 基金の繰り入れあるいは取り崩し等の関係でございますけれども、ですから財政運営上の話ですけれども、それぞれ基金取り崩しをして資金の確保すること、また、このたびの特別交付税等も若干増額して計上してきたと。それでその他の財政の運営上の調整でまた積み立てても行くと、これ両方あり得ることでございます。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 繰入額が多かったということになるんですか、そうすると。見通しとして。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の予算措置につきましては、まず旧町で取り崩す予定にしておりました金額を歳入の方で取り崩すという措置をしております。今回積み立てにつきましては、予算調整上の財源として出てきたものを積み立てるという措置でございます。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それぞれ先ほどから超過勤務手当等実額について質問がありました。今回新しく管理職員特別勤務手当というのが出ておりますが、これはどこの範疇に入るのか、報告を求めたい。これは、総括表を見てください、294ページ。これがまず第1点です。

それと、2点目として、今の総括表の中でありますように、今回を旧等級つくりました。あくまで半年分でありますが、実際的に旧等級においては、管理職手当についてはいわゆるパーセン

ト、いわゆる何パーセントになるのか、8、7とそれぞれ一緒なのか上乗せなのか、7、8、9とできました。7はおらんのか。8、9おるんですかね、今管理職。8、9でそれぞれ管理職手当のパーセントが違うのかどうなのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

それとあわせまして、通勤手当等について質問します。通勤手当が基本的には1,836万5,000円ということで半年分組まれておりますが、実際的には旧町よりはこれふえてるんじゃないかというふうに思いますが、どういう認識をされているのか、どういう状況をとらえているのか、通勤手当の方です。

これが総括表の中で質問しておきたいというふうに思います。全課にまたがるんで、いわゆる一般会計のうち、全課にまたがるんで、総括表の中で聞いちょきたいというふうに思います。これが職員等の勤務にかかわるところで聞いときたいというふうに思います。

次に、先ほど議員から質問がありましたが、実は今回ページ数で言えば総合支所にかかわる経費のところから出てきます。ページで言えば、ちょっと開く間がないね。大体48ページごろになるんじゃないかと思えます。各町で、先ほど椎木部長の方が答弁されましていわゆる小規模についての取り扱いについて。

例えば、出てきますのが、具体的に言いますと、47ページ負担金及び補助の中の小規模施設事業補助金というのが出てきます。これは旧橋町で要項をつくっておられた事業内容というふうに思いますが、それ当然要項があったと思えます。例えば、金額が幾らまでの工事で何％分をいわゆる町が補助するという格好で要項があったと思えます。その要項を私たち持っておりませんので、大体報告を求めておきたいというふうに思います。支出についての要項、これを求めておきたいというふうに思います。

次に、先ほども質疑がありましたが、今回積立金の関係でそれぞれこれはページ数先ほどありましたけど、44ページですけど、実際的には財政運営上当然起り得るわけなんですけど、今回財政調整基金、減債基金それぞれ繰り入れをしております。若干移動があると思えますので、今回のいわゆる予算後の実際的な基金の状況を報告していただきたいというふうに思います。

それともう1件は、東和支所関係で聞きたいと思えます。これは49ページです。マイクロバス運転というのがあります。これは、東和で今までどういう運行上に適用しておったのか私たちちょっととらえ切れてないんで、マイクロバス運転。これ東和町で行われていた中身だと、東和町諸経費の中に入っておりますから、旧東和町で行われていたんじゃないかというふうに思われますが、その点でマイクロバス運転を委託という格好で言えば、どういうときに運営しているという格好で、中身の報告をまず聞きたいというふうに思います。

それと、橋支所で聞いておきたいというふうに思いますが、これは橋支所の中に入っている町長車運転経費、これは51ページになります。これは総合支所経費の中に入っている町長車運転

経費というのはどういう支出のための中身なのか聞いておきたいというふうに思います。

次に53ページ、これは既に専決でやられた範囲にも入るかもわかりませんが、日良居出張所移転改修事業、これは、場所についてはえっとちがいないところということで、土地等については贈与で行ったのか、また、例えば贈与ならどうなのか。いわゆる日良居出張所経費建てかえ4,677万9,000円、この中には入らないとは思いますが、実際的に専決で既にやられておるのかどうなのかちょっとわかりにくいんで聞いておきたい。安本医院のところ行ったんですが、土地とかどういう契約になっちゃうのか。例えば、土地についてはどういう契約、そして、建物についてはどういう契約、それがあると思います。それきちっと報告しちよっていただきたいというふうに思います。

以上。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） まず、管理職特別勤務手当のことでございますが、管理職特別勤務手当は給与条例の第16条2というところに出ておりますが、要するに管理職が週休日 土日のこと、または、休日、祝祭日もしくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給するというふうになっております。また、その額につきましては、勤務1回につき6,000円を超えない範囲でそこで定めると。また、その時間によりまして、時間が極端に長くなった場合は規則で定めてありますが、その額に100分の150を乗じていただくとする。要するに9,000円ということでございます。これによって管理職特別勤務手当を支給するというふうになっております。

また、管理職手当との併給はどうかということでございますが、当然管理職手当と勤務手当は別のものでございますので、併給はあるということでございます。

それで次に、管理職手当の率のことの御質問でございましたが、周防大島町職員の管理職手当の支給に関する規則の中で行政職給料表の部長相当職、要するに部長、総合支所長、議会事務局長、教育次長、総務課長、総合政策課長は給料額の9%、課長が給料額の8%、総合支所次長、保育所長、教育支所長が給料月額7%ということになっております。

それと、通勤手当の御質問ございました。当然その4町が合併したわけでございますので、旧町の住居地から各庁舎に通勤しておるわけございまして、通勤手当の額だけで申しますと約1,000万円ぐらいは増額をいたしておるというふうに思っております。

また、小規模の補助金でございますが、小規模施設整備事業補助金交付規則でございますが、これは今広田議員さんの方からありましたように、旧橋町で施行されておりました規則をもとに、新町で少し手を加えまして新町での規則といたしております。その内容につきましては、また大分数がありますので、規則を見ていただきたいと思っております。

それで、規則が今まだお配りしてないということでございましたんですが、ちょっと付則的に申しますと、この3階の突き当たりのところに監査委員室がございますが、ここにパソコン2台ほど置きまして、プリンターを設置しておりますので、ここの中で条例規則が打ち出せるというふうなことを事務局の方でやっていただいておりますので、御利用いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 基金管理経費に関連して、基金の状況について御質問いただきました。今回の予算でそれぞれ基金の取り崩し、あるいは利息の積み立て等も行いように予算措置しておりますけれども、これを執行した後の基金残高という御質問だろうと思います。

まず、財政調整基金ですけれども4億2,747万9,000円、それから減債基金3億9,617万円、それから、東和庁舎及び文化交流施設の建設基金ですけれども、これが4億1,453万8,000円、それから、県紙の購入基金ですけれども、これが300万1,000円、それから、奨学金の貸付基金ですけれども、これが1,071万9,000円、それから、福祉振興基金ですけれども、これが3億1,425万4,000円、それからふるさと振興基金、これが1億6,645万8,000円、それから、土地開発基金ですけれども、これちょっと1件県道の代替用地を購入いたしましたのでその関係もありますけれども9,602万1,000円、それから、中山間ふるさと水と土保全対策基金3,113万2,000円、それから、斎場建設基金が4,434万1,000円となっております。

議長（新山 玄雄君） 吉村東和総合支所長。

東和総合支所長（吉村 正晴君） 東和支所のマイクロバスの件でございますが、これは各課において会議とか行事のときに使用する場合の運転手の委託料でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 橘支所の町長車運転ですけれども、これは9月分を10月に入って支払っておりますので、今回予算計上してあるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 坂本橘総合支所長。

橘総合支所長（坂本 薫君） 日良居出張所の土地ですが、これは20年間無償貸与ということで契約しております。そして、建物は無料でいただいたということであります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一点、全体的に総務課なるんで聞いちょきたいというふうに思います。

実は、合併後、来年3月末時点で大体地方債の残高、これが264億9,000万円という見通しになっております、資料見てみますと。それで、その中でそれぞれ旧町ごとの普通債、その

他債それぞれあると思います。旧町ごとの状況の報告を求めておきたいというふうに思います。債務の関係。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 事項別明細書の299ページになるかと思います。地方債の現在高の見込みに関する調書でございますけれども、これで平成16年度末の現在高見込み額が合わせて264億9,023万2,000円ということでございますが、旧町ごとの状況ということでございますから、平成16年10月1日現在高見込み額、要するにこれが旧4町から引き継いだ起債残高でございますけれども、これの旧町ごとの内訳という御質問だろうと思います。

まず、普通債でございますけれども、旧久賀町が48億5,882万2,000円、旧大島町37億397万6,000円、旧東和町55億6,389万1,000円、旧橘町37億7,521万3,000円。それから、この普通債の中に県の環境衛生施設組合分、これが入っておりまして、これが12億2,907万8,000円でございます。それで合わせて普通債が191億3,098万円という状況でございます。

それから、その他債でございますけれども、旧久賀町が13億7,329万9,000円、旧大島町17億7,333万円、旧東和町16億8,989万3,000円、旧橘町16億1,135万4,000円、合わせて64億4,787万6,000円という状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっとわかりにくかったんで、最後の質問、今の総務の方でちょっとしちょきたいんですが、東和町の場合が、部内会議のためのマイクロバス運転ということなのかどうか、わかりにくかったんで、もう一度ちょっと再答弁求めておきたいと思います。かなり高額なんで。

議長（新山 玄雄君） 吉村東和総合支所長。

東和総合支所長（吉村 正晴君） マイクロの使用状況でございますが、これは各課会議等、各種団体も使用しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、3款に移ります。民生費について質疑はありませんか。 質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 民生費全体でお伺いするんですが、この16年度の予算については先ほどからも答弁でありますように、旧各町から出てきたものについて、いろんな補助金なり事業をそのまま上げておりますけれども、17年度の予算でいわゆる見直しをしたり、落ちてく部

分があるのかないのか。あるとすれば、どういう事業がなくなっていくのか、ここでわかれば教えていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 一応合併協議会の方で提出して、今後17年度等に向けて廃止を予定している事業ということで、現在のも言いますか、16年度の合併当時からも。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、ですから17年度になってなくなるという、そういう予定と言いますか、そういうのがあるのであれば。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、17年度廃止を予定している事業ということで、寝たきり老人等介護見舞金、これが今旧大島で行われているものですが、この事業を廃止予定しております。

それと、紙おむつ助成事業につきましては、現在いろいろ旧4町で月の利用額が3,000円から5,000円というばらつきがあります。これを現在国の補助事業であります家族介護用品給付事業というのがあります。これとのバランスをとるという関係上、月額3,000円にしたいと思っております。

それから、出産祝い金につきましては、現在旧大島、旧東和で実施をされておりますが、これも廃止を予定しております。

以上、廃止を予定しているのは以上であります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。ただいまは予算の審議でございますので、今、認めておりますけども、その旨理解して質疑をしてください。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） そりゃよくわかるんですけども、17年度予算については、やっぱりここで聞いておかんと、余り聞くところがないわけです。そりゃ一般質問でやればそりゃ別なんですけども、一般質問でずっとやったら1時間じゃ済まんかもわかりませんので、やっぱりその辺はお答えできる部分はあるわけですから、お答えできんかったらあれでしょうけども。

議長（新山 玄雄君） そりゃ認めてますが。

議員（6番 浜戸 信充君） ぜひお許しを願いたいと思いますけども。

議長（新山 玄雄君） いいですか、質疑は。

議員（6番 浜戸 信充君） もういいです。

議長（新山 玄雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。ページ76ページの19節負担金補助及び交付金の身体者居宅生活等支援費というのが483万1,000円とこれ上がっております。この居宅生活等の支援費ですが、この中に私ちょっと前から思っておるんですが、家屋の補修等、例えばの話、台風で屋根の上に上がった天日ですか、そういったものを下に持って下りるのに、

等級により2級、3級という家族全員が受けられるという家庭ですが、そういったものもこの支援費の中に入るのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） お答えします。

ただいまの質問につきましては、この支援費の対象にはなっておりません。そういうことがありましたら、例えば社協が行っておりますふれあいサービスとかっていうのがあると思います。1時間で500円とか、そういう事業でボランティアが活動している事業がありますので、そちらの方をまた利用もしていただけたらと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 児童福祉の関係で質問したいというふうに思います。まず90ページ、こっから目で言う児童福祉にかかわる部分が入ってきますが、一つは児童クラブ活動教科推進費事業なんです、これは各小学校でやられておる部分だと思いますが、この内訳を聞きたいというふうに思います。

また、新しく児童公園を設置し、また、管理するという3カ月の予算になっておりますが、場所と児童公園、児童公園について新たにつくり、そして、新たに管理経費を支出するということになっておりますが、この点では場所等含めてまず聞きたいというふうに思います。児童公園管理経費と児童公園にかかわる工事費が出ておるでしょ。わかりますかね。工事請負費として2,205万円、それと、児童公園管理費で賃金として70万1,000円、これはどこを指すのか聞いておきたいというふうに思います。工事請負費の方は93ページに出てきます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 1点目の児童クラブ充実強化推進事業につきましては、現在橘児童クラブ、宮の下児童クラブ、油田元気っ子クラブ、浄念寺児童育成学級で実施をされております。

それと、児童公園等管理経費につきましては、現在旧久賀地区に3つの児童公園が設置をされております。その管理経費を計上しておるところです。

それから、児童公園の整備事業につきましては、旧橘庁舎の隣にあります土地に現在農村公園を整備をしておりますので、そこへ遊具を設置するという事業であります。

それと、もう一点は児童館でしたかね。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私が錯覚だったらいけんのんで再質問しますが、基本的には、地域活動事業や延長保育事業、これがいわゆる保育園でやられておって、児童クラブについては小学校のクラブ事業、いわゆるお母さん方がおられない子供たちに対して保育をする事業じゃな

かったかと思いますが、ちょっと錯覚だったらいけなので再質問しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 児童クラブにつきましては、先ほどちょっと違った数字を言ったかもしれません。現在、町内で9カ所で児童クラブが設置をされております。一応時間につきましては、国の要項等で1日3時間以上というふうに定められておまして、一応その開設時間につきましては、各児童クラブで決定されるということになっております。一応通常は午後2時から5時ぐらいまでということですが、特に夏休み、冬休み、春休み期間につきましては、ある児童クラブでは一日中やるとか、そういうことで対応しているようであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それぞれ4町ともそれぞれ児童クラブ事業については特徴があります。そしてまた、進んだ部面では旧橋地区がありますし、延長保育についても基本的には旧橋町が早かったというふうに認識はしております。

その中で、今回予算上、この半年間でありますが、基本的には進んだところを踏襲しながら予算執行していくという立場で見ておってよろしいのかどうなのか。予算上どうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 児童クラブとか延長保育につきましては、各その保育園とかクラブが自主的に行うもので、これからまた要望があればどんどん設置をしていただきたいというふうに思っております。ですから、これまでの旧4町をそのまま引き継ぐという今の予算になっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 11番、武政。今、広田議員の関連になろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。92ページ、さっき旧橋町の横の農村公園の後に児童公園整備とおっしゃいましたが、実際的にはこれは遊具の整備と解釈していいんですか、どうか。主体は、あれは農村公園事業として我々は夢を持ってやってまいりました。その遊具の整備とを解釈していいのかどうか。その農村公園の中に2つの公園ができるのか。その点がまず1点と、もし、これ遊具の整備だったとすれば、これは、基金は宝くじ振興協会の方から補助をいただいているんですが、その補助金が幾らであったのか、再度お聞かせを願いたい。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 児童公園整備事業の工事請負費であります。農村公園に児童遊具を設置するというものです。その設置は、一応農村公園ということになりますので、遊具を

こちらの方で計上して、設置をして、実際は農村公園という名称になるかと思えます。

その設置の費用であります、日本宝くじ協会から3,675万円の全額補助を要請を受けて実施するものです。

議長（新山 玄雄君） いいですか。武政議員、いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款に移ります。衛生費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点は、火葬場にかかわる経費について質問しておきたいというふうに思います。実際的に、旧町ともそれぞれ委託内容が違います。例えば、火葬場費については、運営についてかなり違うということで質問が出されておりました。ということで、まず基本的には、この半年間の予算ではあります、実際的に例えば霊柩車委託、それと火葬場管理委託、それぞれ違うと思います。各町ごとの 今、運営上は一応3カ所ありますが、それぞれ委託の状況について、半年間ではあります聞いておきたいと。それぞれが違うと思います。質疑をしておきたいというふうに思います。

それと、10月以降のこんにちは赤ちゃん支援事業、大体予算的には何人分ぐらいを予算計上されているというふうに認識しているのか。こんにちは赤ちゃん支援事業です。これはどのぐらい見ておるのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 現在の火葬場の管理委託の件でございますが、それぞれ今3カ所ございますが、橘斎場、久賀、大島とございますが、それぞれ管理委託しておりますが、旧町をそのまま継承しまして、一応基本額等が現在それぞれ違いますが、一応それぞれの継承で行っておりますので、委託料はちょっと違うかと思えます。これいずれ17年度では一応また見直しをしようかと思っておるわけでありませう。

以上。

議員（16番 広田 清晴君） それぞれ施設管理と霊柩車委託管理、それぞれ並行して報告してもらったというふうに思うんですが。施設管理が幾ら、霊柩車運転にかかわる分が幾らということ。

生活衛生課長（東原 正一君） 116ページにございますが、大島火葬場におきましては、一応委託料、これ霊柩車を運転したり、それぞれ管理人に委託するお金でございます。霊柩車を運転して焼くと。それから、その下にございますが、あとは久賀火葬場におきましては、委託料117ページにございますが、火葬場管理、これは管理人の委託でございます。それから、炉の点検整備等ございますが、それが委託料が161万5,000円ということでございます。それ

から、橋斎場につきましては、委託料が斎場管理で258万7,000円、それから霊柩車運転が41万円、炉整備点検25万2,000円となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） こんにちは赤ちゃん支援事業につきましては、旧大島で16人分、旧東和で13人分を予定しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと規則もなければ、私たちあそこにあるということなんですが、実際にはめくる状況ではないんです、実際的に、規則要項等。だから、ちょっと質問が煩雑になっちゃると思うんですが。

実は久賀火葬場等について、例えば実際的には炉が1基というふうに聞きましたけど、実際的に火葬場管理、それとこれがあります。例えば、霊柩車は例えば久賀葬祭場の場合はどこへ委託しておるといって格好がちょっとわかりにくいんです、この予算書で見ますと。ですから、ちょっと聞いちゃきたいなと。

大体久賀の場合が、116ページの下段から久賀火葬場管理経費というのが出てきます。その中に需要費が102万5,000円、役務費が2万3,000円、委託料が161万5,000円ということなんです。それで、火葬場管理、この中に136万2,000円の中にすべてひくくめて運転者とそのいわゆる管理が皆入っちゃうということで、ちょっと聞き取りにくかったんで聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） お答えいたします。

橋の斎場につきましては、迎えにいきまして全部処理します中谷さんをお願いしております。それから、久賀斎場につきましては、これは中谷英徳さんに迎えにいて処理すると。それから、大島町、処理と言いますか、全部何もかも葬儀を 葬儀と言いますか、焼くのをするわけですが、それから、大島町につきましては、矢野さんの方へ委託しております。すべてを委託しております。

以上でございます。（発言する者あり）一応管理費の中へ全部、それぞれ橋とは違うんですが、それぞれ運搬等が入っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今合併して3カ月になります。その中で、私たちも議員は議員なりに調査をしておりますが、執行部の皆さん方は毎日勤務としてされちゃうと思うんです、実際

的に。それで、一番私たちが知りたいのは、実態はどうかということ。予算を執行するに当たって実態はどうかということで私たちは質疑の論点にしております。

ですから、例えば管理にしてもそれぞれ違うと思うんです。例えば、実態とすれば、私たちも久賀の人に聞けばわかるんですが、それは事情でやるべきことではないと思っているんです。やっぱり事情でやるのは、どういう委託契約が存在して、実際的にはどうかということ私たちが詰めて聞いちょきたいという立場で質疑をしよります。やっぱりもっと各旧町ごとに予算上は執行するわけですから、中身をつかまえて執行するはずなんです。だから、その辺をやっぱりちょっとお願いしちょきたいなというふうに思います。

一応、今のところは何回もやってもちょっと進みません。ですからいいです。ほかの本当は衛生費も今回あそこに初めて登壇されておる人が質問待っちゃったんですが、できません。3回目になりましたので。ぜひ、今後はよろしく願いいたします。

以上、終わります。

議長（新山 玄雄君） ありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。124ページの一般廃棄物処理施設等建設費です。その委託料1,018万5,000円、撤去調査業務565万5,000円、調査設計業務462万円の撤去というのはどこの撤去ですか。教えていただきたいんですが。

議長（新山 玄雄君） 濱田環境施設課長。

環境施設課長（濱田 武重君） ただいまの質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理施設建設費の中の撤去費、これは旧焼却施設、清掃センターの今隣にありますけど、旧焼却施設の撤去費です。よろしいですか。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 今の撤去施設はわかるんですけども、これはいつごろ撤去する予定なのか。前の大島環境衛生施設組合のときには、台風来たときに、あれが倒れた場合はどうなるのかという質問がかなり出ました。そのとき、なるべく早く撤去したいと言われたんですけど、被害が受ける前に早目に撤去していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 濱田環境施設課長。

環境施設課長（濱田 武重君） 施設の方は昭和48年にできて、もうかなり30年近くたっています。特にトンネルの倒壊等が心配されますので、地震とか台風とか最近多く来ますので、なるべく早く、できれば来年度に予算要求をしたいなというような思いであります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 24番、尾元です。126ページ、清掃費の委託料になります。脱水汚泥運搬及び堆肥化という部分の525万5,000円ですが、こういった委託はどちらの方にしていращるのかということでお尋ねしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 濱田環境施設課長。

環境施設課長（濱田 武重君） じゃあ、お答えいたします。

し尿処理場の脱水汚泥の件だと思いますけども、これは一応今まで焼却をしていましたけども、やはり堆肥化で有効利用をしようということで、2年前から下松の肥料会社に出して処理しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

次に移ります。第5款でございます。農林水産業費について質疑はありませんか。広田議員。
議員（16番 広田 清晴君） これも非常に旧町がそれぞれ予算を組んでやったことなんで、非常にわかりにくい。ですから、基本的ではこれはあくまで旧町ごとの予算を積み上げた。半年分の積み残しということですので、それぞれそういう形の中で御答弁をいただければというふうに思います。

まず最初に、多分4町にまたがるのではないかとと思いますが、132ページを見てください。字は皆似ちよるようなんですが、農業生産総合対策事業、基本的には農協と一緒にやっていく事業というふうにと思いますが、旧町ごとで統合したのかどうなのか。また、地産地消対応型園芸産地事業、今言ったのは、最初が農業生産総合対策事業です。それと地産地消対応型園芸産地育成事業補助金、それと私たちは初めて見るんですが、わけあり商品拡販事業補助金とか非常にわかりにくいんです。それともうひとつは、果樹被災園復旧対策事業、中山間地もそれぞれ旧町ごとにあれば、報告をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

初めに132ページですが、農業生産総合対策事業2,111万4,000円でございます。久賀地区でございますが、これが555万8,000円、大島地区が353万6,000円、東和地区が531万2,000円、橘地区が670万8,000円となっております。

それと、地産地消対応型の園芸産地育成事業補助金でございますが、2,330万6,000円の内訳でございます。久賀地区が800万円、東和地区が508万円、橘地区が1,022万6,000円となっております。大島地区につきましては、この地産地消の方ではなくて地産地

消支援事業、こちらの方に計上いたしております。金額にいたしまして742万2,000円でございます。

わけあり商品拡販事業補助金につきましては、後ほど答弁をさせていただきます。

果樹被災園復旧対策事業補助金でございます。2,333万2,000円の内訳でございますが、これは台風災害に伴いまして樹帯等が被害を受けた場合の果樹の改植とか補植等を実施するものでございます。

中山間地域等直接支払い事業でございます。3,681万5,000円の内訳でございますが、久賀地区で460万3,000円、大島地区で2,120万円、東和地区で353万2,000円、橘地区で645万円となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） わけあり商品拡販事業ですけれども、これは事業主体がJAでありまして、この2年間かけてやっとするんですけれども、消費者の趣向の変化ということで、いいミカンをつくろうということで、袋がけといたしますか、完熟ミカンをつくって消費者にいい商品を送ろうという事業でございます。総事業費が40万円で、町が3分の1、JAが3分の1、生産者が3分の1ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次は、単県と県営農業基盤整備事業について質問します。ページの140ページあたりからならへんかと思えます。

今回、単県で単県及び県営等について、各町ごとにやっぱりそれぞれの箇所があるというふうに思います。それぞれ里地さん方も含めて、実際にどういうところで、旧町ごとにどういうところでどういう事業を工事を計画しておるんだと。今回予算の中で執行していきたいというふうに考えているのか、工事箇所等を求めておきたい。一つは単県、そして一つは県営、これは大規模かな、そして里地棚田という格好で聞いておきたいというふうに思います。

それと、棕野漁港について聞いておきたいというふうに思います。基本的には17年度で終わりということらしいんですけど、実際的に今年度、15年度から繰り越して16年度、旧久賀町分の範囲と、そして10月に専決でやった範囲と、そして今回予算上出てきたというふうに、予算の流れからしたらそういうふうになりますが、棕野地区については、基本的にはそれぞれの執行形態があると思います。棕野漁港整備事業並びに繰り越し分、業集集落環境整備事業等も繰り越し分が出てくるんじゃないかというふうに思いますから、その点の答弁、15年度繰越額、そして16年度旧町時代の執行額と16年度旧町代の執行額と合併後の執行額ということで、答弁ができればお願いしときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

初めに140ページの単県農村漁村整備事業6,811万円の内訳でございます。委託料につきましては1,644万5,000円となっております、小平上田原線、これ東三浦でございますが、これらのほか6件の委託料でございます。

工事請負費の4,431万1,000円の内訳でございますが、これも小平上田原線等を初めといたしまして、棚田線舗装工事、これ日見でございます。棚田水路、これも日見でございます。真宮公園線道路整備工事、これも庁舎前になります。橋庁舎前でございます。田ノ浦かんがい、これも補助でございます。和田ため池、これも補助事業でございます。そのほか単独事業が3件伴っております。

それと141ページの県営農業基盤整備事業でございますが、これは負担金でございますが、中山間地域総合整備事業の負担金といたしまして、1億1,578万6,000円となっております。これは瀬戸が4カ所となっております。負担率につきましてはいろいろ違いますが、工事費の15%とか事務費の25%というふうになっております。

それと広域農道の整備事業負担金でございます。5,250万円、これは旧大島、旧橋、それと旧大島、旧橋となっております。

それと一般農道の整備事業負担金が3,538万8,000円でございます。棕野、和田、和田二期、安下庄となっております。

それと、農地保全事業の負担金が1,050万円、これは地家室二期でございます。

それと、ふるさと農道整備事業負担金が1,487万7,000円、これは和田地区でございます。

同じく142ページの里地棚田保全整備事業でございますが、委託料につきましては3カ所の委託料が1,060万5,000円となっております。工事請負費の2,838万7,000円でございますが、湯所地区補助で志佐でございます。塩宇地区、補助で塩宇でございます。あと単独町費が2カ所ございます。

それと162ページになりますが、漁港関係の棕野関係の繰り越し分ということでございます。今回9月末までに支払いしている金額があります、支出がございますので、15年度の事業費から説明いたします。

まず、棕野地区漁港環境整備事業でございますが、平成15年度の事業費が1億25万円、このうち繰越額が7,473万円でございます。繰越額の中の9月30日までに支出した額でございますが、これは事務費ということで19万4,463円を支出しております。暫定予算で3,811万円を計上いたしております、今回の補正額が3,642万7,000円ということ

で、補正後の予算額が7,453万7,000円となっております。

162ページでございますが、棕野地区漁業集落環境整備事業でございます。平成15年度の事業費が2億80万円、繰越額は1億1,962万円となっております。繰越額のうちで9月30日までに支出した額が、事務費で1,485万3,000円でございます。暫定予算で5,982万8,000円を計上いたしております。今回補正額といたしまして5,968万8,000円、補正後の予算額ということで1億1,951万6,000円となっております。

同じく162ページの久賀地区地域水産物供給基盤整備事業でございますが、平成15年度の事業費が1億3,359万5,000円、繰越額が6,335万円、繰越額のうちで9月30日までに支出した額が、本工事費で1,359万5,850円、事務費で15万6,405円、暫定予算といたしまして2,445万円を計上しております。今回補正額ということで2,446万5,000円を計上いたしまして、補正後の予算額が4,891万5,000円となっております。

最後に167ページになります。棕野地区海岸保全事業でございますが、平成15年度の事業費が5,664万円、繰越額が3,375万円、繰越額のうち9月30日までに支出した額が、本工事費でございます1,124万3,150円でございます。暫定予算で729万3,000円を計上いたしております、補正額といたしまして20万2,000円、補正後の予算額が749万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 商工振興についても聞いておきたいと思います。

予算上はページ数は170以降になります。基本的には（発言する者あり）ごめん。

議長（新山 玄雄君） 今5款でございますので、農林水産業費について質疑はありませんか。
安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 1番、安本です。ページから言いますと149から150ページのところでございますけれども、有害鳥獣のことにつきましてお尋ねしたいと思います。

現在860万円余りの予算を組んでやっておられるわけなんです、農家の現状は非常に今年度は厳しいものがありまして、ミカンの生産量も少ない。それにさらに、木の上の方はカラスにやられる。中の方はヒヨドリにやられる。下はタヌキにやられる。地下の方にあるものはイノシシにやられるというような状態で、非常に被害が大きなものがありまして、ここに組んでおられる金額以上のものが、相当のものが私は被害が出ておると思うんですが、聞くところによると、狩猟免許あたりも町の職員さんとかあるいはJAの職員さんあたりも免許をとられたという話なんです、どこまでどの程度やっておられるのか。何か、農家の方では自己防衛に花火を使って、実はカラスあるいはヒヨドリをおっばらっておると。しかしながら、これも一時的なものでして、

またすぐに戻ってくるというような状態なんで、どうも特に空を飛ぶものについては、銃器を使っておられんであろうと思うんですが、音は聞いたことがないというようなことで、非常に量がふえておるように、年々といえますか、特にことしはまた多いんじゃないかと思っておるんですが、この点の取り組みはどのようにやっておられるのか、教えていただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） 有害鳥獣のことなんですけれども、おっしゃるとおりで、今、各郡内各所から農林課の方に電話が入っております。対策といたしましては、鉄砲の件、まず言いますと、大島地区ですけど横見地区とかいろいろあるわけなんですけど、2回3回電話かかりまして、うちもその対策は黙ってるわけいきませんので、一応ハンターをお願いしまして、カラスの駆除をお願い2名お願いしました。

例えば、ハンターが行ってその服装をしとったら、カラスは逃げるそうです。どうしてもユニフォームがありますんで、オレンジの帽子とそのユニフォーム着とったら、それを着なくちゃ駆除ができません。そのユニフォームを着たら、もう逃げて、帰ったらまたそこに来る。

それで、そのハンターちゅうのは鉄砲、カラスは上の方はカラスとヒヨドリなんですけども、鉄砲と今、ここに150ページにありますけれども、被害防止施設緊急整備事業、この防鳥ネットという事業しかございません。今、大変農林課としては苦慮しております。

カラスにつきますとそういうことなんですけど、イノシシにつきましては、これも10月合併しまして、すぐ一気に東和町の方でとれまして、2頭、合併の日にとれまして、すぐ午後、農業委員会が済んで4時ごろ行ったわけなんですけれども、10月1日から約13頭ぐらいとれています。先週の日曜なんか3頭一気にとれまして、毎週土日に2頭なり3頭、全体的に19頭とれております。

先ほど議員さんおっしゃいましたけど、免許の方です。私も持つとるんですけど、去年からとにかく免許を持っておる人が少ないので、わなの免許を取ろうということで、町の職員また農協の職員、一般の方、それぞれかなりふえました。20名、30名ふえまして、今そのわなを仕掛けております。それで今、タヌキはとれております。これからタヌキにつきましては、来年に入って鉄砲隊を今度は柳井の方から指導の者を呼びまして、それここの予算にも入っておりますけれども、100万円くらいかけてイノシシの駆除はやろうということです。イノシシの出ところはすべて旧東和町です。旧東和町が出ます。（笑声）旧東和町。どうしても山が低いということで、山が低いので、もちろん旧久賀にもおりますし旧大島にも足跡ちゅうのを見かけてはおるんですけど、どうしても東和町は山が低いので、そういうことで民家の横に出ております。全部イモとか何か食べております。外入にしてもしかり、小伊保田にしかり地家室にしかり、山が薄いところは、浅いところはそういうことになっております。今、タヌキにつきましては、委託とし

てかなり2,000頭なりとなっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。ページ131の19節のグリーンツーリズム推進戦略事業負担金でございます。昨日の過疎地域自立促進計画の策定についても、この件は出ていました。農林水産業との調和を図りながらグリーンツーリズム、ブルーツーリズムの普及を促進云々というのが出ておまして、私、多分山と海だろうと思うんですが、よろしければグリーンツーリズムとブルーツーリズムの違いとか、どういった事業かお答え願いたいと思います。

それともう一点は、先ほど安本議員さんからもございましたが、ページ150ページですか、150ページの13の委託料の有害鳥獣捕獲というのが上がっております。有害鳥獣は、特にイノシシは旧町から予算計上しております。現在、イノシシの旧各町の捕獲実績というか、その辺の数量をわかる範囲で結構ですがお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

131ページのグリーンツーリズム推進戦略事業負担金30万円でございます。このグリーンツーリズムと申しますのは、緑豊かな農山村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、いわゆる滞在型の余暇活動のことでございます。

この事業の目的でございますが、地域資源を生かした住民主体のグリーンツーリズム活動を支援することにより、地域の活性化に資するものということでございます。

事業内容といたしましては、グリーンツーリズムを推進するネットワークづくり、それと推進組織の設置、周防大島型のグリーンツーリズム推進戦略計画の策定をするというものでございます。

平成16年度は30万円でございますが、これは町と県で2分の1ずつを負担いたしまして、これを推進組織に対して拠出するというものでございます。実行委員会は11月25日に設立をいたしております。

この事業につきましては、案でございますが、平成17年度から18年度にかけて補助率が国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1になりますが、この事業で推進していく予定でございます。

それとブルーツーリズムの違いでございますが、これも一応セットとはなっております。ブルーツーリズムでございますが、これは海の資源を活用した漁村地域の余暇活動のことでございます。この事業につきましては、現在まだ具体的なものはございません。

それと、有害鳥獣の実績につきましては、後ほど担当課長の方から答弁をさせていただきます。
議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） お答えします。

タヌキが旧4町単位でちょっと今トータル出してないんですが、旧4町単位で申しますと、久賀が400、カラスが30、イノシシが3（「早い」と呼ぶ者あり）そうですか。タヌキが400、カラスが30、イノシシが3です。旧橘地区、タヌキが500、カラスが300、イノシシが4頭、これはちょっと去年になります。それと、旧大島がタヌキが500、カラスが300、イノシシが2頭、東和につきましてはタヌキが750、カラスが200、イノシシが10頭、あくまでもこれは15年度のとれたということになります。まだ16年度は出していませんので。

議長（新山 玄雄君） いいですか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 濟いません。先ほどの答弁の中で実行委員会というのが立ち上げたということですが、この実行委員会というのは、これ質問外になったら失礼ですが、何名ぐらいでやられるんですか。

議長（新山 玄雄君） 山本農林課長。

農林課長（山本 定雪君） 先ほど部長が言いましたように、11月20日以降ちょっと11月の実行委員会立ち上げまして、メンバーが委員24名です。そのときに会長さん、副会長さんが決まっております。会長さんが土居の河野さん、副会長が出井の沖永さんということになっております。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、暫時休憩をいたします。1時まで休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

6款の商工費に移ります。168ページですか、商工費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 商工費について何点かお聞きします。

まず1点目が、商工関係振興費に入るとは思いますが、各町に対する旧商工会ごとに支出形態がなつとると思います。それぞれこの執行期間中に出される商工費について、各町商工会ごとに報告をまず求めたいというふうに思います。

2点目が、公共交通対策に対する支出です。これがやはり169ページから支出形態がある。ごめんなさい。171ページです。交通対策事業のうちの生活路線維持負担金、及びそのほか廃止バス路線代替運行事業、そしてまたその中でもいろいろ出てきます。そういう格好で、それぞれ運行上は旧東和町が二つの形態、佐連線を一つの委託、そしてまた本線を旧大島そして旧久賀、そして旧東和出されておりますし、また安下庄線については、それぞれの関連した町、例えば旧大島町と橋町が出されておるといふ形態に支出形態になっていると思います。

それぞれに各町ごとに支出額をこの予算内で幾ら出すのかという点で、報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

初めに170ページでございますが、商工振興事業の補助金591万4,000円の内訳でございます。久賀商工会45万円、16年度全体では523万9,000円となっております。大島商工会50万円、16年度全体で650万円でございます。東和の商工会265万円、16年度全体で530万円となっております。橋商工会231万4,000円、16年度全体で462万7,000円でございます。

171ページの生活交通路線維持負担金2,605万6,000円の内訳でございます。旧久賀町で733万2,000円、旧大島町で970万円、旧東和町で365万3,000円、旧橋町で537万1,000円となっております。

172ページの廃止バス路線代替運行補助金2,220万7,000円の内訳でございますが、旧大島町が475万円、旧東和町が1,863万7,000円、旧橋町が78万4,000円となっております。この金額には含まれておりませんが、旧大島町で支出済み分が200万円ほどございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、観光費関係で聞いておきたいというふうに思います。

基本的には、観光費は公園管理費が大きく支出されております。金額的には、ページ数は180ですけど、4,227万円になっております。このうち委託料がそれぞれ分かれておりますが、旧大島町なら例えば基本的には瀬戸から屋代ダム周辺と。各地域それぞれ片添というふうになつとると思いますが、実際的なここに出ておるのは、片添と大きい支出が片添と片添のこれは何ですか。施設管理と管理業務ですか、いう格好で出ておるんですか。中身の委託形態の中身の範囲を聞きたいと。

ここの677万3,000円は、大島町分というふうにとっていいのかどうなのか、含めて聞

いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

181ページの公園管理の677万3,000円の内訳でございますが、これは屋代ダム公園等がございます。それと文珠山山頂のトイレの清掃業務、瀬戸の駐車場のこれは車の放置がございましたのでこの撤去費。それと飯の山山頂に倒木がありましたのでこの処理。それと白木山公園管理業務といたしまして五条の千本桜、この補植業務というものが入っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） 片添ヶ浜海浜公園の管理業務でございますが、これは第三セクターのふるさとセンターへ委託分でございます。これが片添ヶ浜海浜公園管理業務ということになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私の間違いですか。片添ヶ浜海浜公園管理業務が三セクターの方へ委託しちよるんですか。施設管理の方が委託ですか。それぞれちょっと支出形態が違うんじゃないですか。一緒なんですか。例えば、こういう部門で委託管理をしちよるのが、こちらでこういう管理を委託しちよるのが幾らということになるんですか。これ合わせたら2,700ちゅうことじゃないですよ。庄南ビーチ、じゃろ。じゃけ、分かれちよるんじゃないんですか。管理とあれと、合わせたら2,700ちゅう意味じゃないんですか、これ予算上は。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） お答えいたします。

公園の管理業務と施設の管理で分かれております。公園の管理業務の方につきましては、県の方から委託を受けておるといような格好になっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目じゃがね、ちょっと待ってや。言うのが、私の方は県の委託から受けようが何をしようが、支出先が違うんじゃないかねということなんです。支出先、それと管理する内容が違うんじゃないかねちゅうこと聞きよるわけよ。わかるかね、意味が。管理する内容が違うから、いわゆる支出が分けて出しちよるわけなんじゃろ、ここへ。じゃないんですか。そこを聞きたいわけなんよ。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） 管理先は同じでございます。だから、施設の方の施設が例えば

テニスコートあるいはログハウス、そういった等があります。それともう一つは、CCZでつくりました公園がありまして、その方の管理と施設の方の管理が分かれております。委託先はふるさとセンターと同じでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について質疑はありませんか。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと139ページになりますが、節のところの19海岸侵食対策事業というのが、これはどこの事業ですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

193ページに海岸侵食対策事業負担金880万円がございますが、これは久賀の海岸でございます。大島側の取りつけのところに、現在離岸堤の内側に侵食対策事業を行っております。その事業でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） であるならばちょっとお聞きしますが、ここは当時、これは県の事業だと思うんですが、地元の説明会ではあそこに松林をという国なりの事業内容が松林を植えるということでありましたが、実際問題、最近久賀の中では、松林は暗すぎると、何かイメージが悪い、ほかのものにならないだろうかという意見。これは多分、部長さんもお聞きだと思うんですが、その辺はこれから県なり国にどういう、これはただどの辺までの要望があるか把握してみないとあれですけれども、そういう要望もあるわけですが、把握をしておられるんですしたら、これから県なり国なりにどういうふうに要望されていくか、その辺を少し御答弁ください。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今の侵食事業に松林ということで、松を植樹するという計画でありました。地元の要望といたしましてはヤシの木ということで、県の方もその辺は承知をいたしております、要望どおりヤシの木で実施できるのかどうかということ、現在調査検討しているという状況でございます。県の方も十分承知をしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点が、街灯に対する事業がここに入ってくるんじゃないかと思えます。187ページ、街灯管理企業という格好で入ってきます。これは旧町的にはどこの地域なのか、報告を求めたいというふうに思えます。

それと、負担金等が出てきます、負担金補助および交付金が出てきます1,145万円、これ

は旧町ごとにそれぞれ工事箇所等を報告をもとめたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

190ページの道路改良事業等の負担金1,145万円の内訳でございます。これは県の道路改良事業に伴いまして、5%の町負担ということでございます。

内容といたしましては、単独道路改良事業で西方、それと同じく両源田、片添、馬ヶ原、久賀、古城、庄南、源明、それと国道志佐、家房地区が該当いたしております。

議長（新山 玄雄君） 松井建設課長。

建設課長（松井 秀文君） 187ページの街灯管理事業であります。旧町の予算で大島、久賀の予算が入っております。損害保険料の5万7,000円は、大島地区の173本分の保険料です。それと工事請負の11万9,000円、これについては、旧久賀町分の街灯の修理費です。

それと、今回補正で77万3,000円、橘地区の街灯の修理と自動点滅機の取りかえほかとなっております。

光熱費については60万3,000円、これは大島地区と橘地区の半年分の電気代です。

それと、補助金及び交付金であります。旧町久賀地区の旧町分で防犯灯、街路灯とは別ものですが、防犯灯の補助金として6万4,000円あります。これはもう支出済みです。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一、二、聞いておきたいと思います。港湾関係が、きのうも過疎計の中で聞いていったわけなんです。それぞれ県事業負担金として出されております、港湾。それぞれどのくらい16年度、これはどういう場所に支出するのか聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、住宅関係でページ数で言えば196ページですが、住宅で工事費が出ております。これは旧町でどこの部分なのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

193ページになりますが、負担金補助および交付金の各負担金がございまして、これの内容説明ということでよろしいでしょうか。

初めに、港湾改修事業負担金4,650万円でございますが、これは久賀港湾の改修事業と安下庄港湾の改修事業が該当いたします。

海岸侵食対策事業負担金880万円でございますが、これは先ほど申しました久賀海岸でございます。

高潮防災ステーション事業負担金 284万2,000円でございますが、これは伊保田港、白木港、久賀、橘、それと大島が該当いたします。

付随単独港湾改修事業負担金 220万円でございますが、これは二つの事業がございます。

準単独港湾改修事業負担金 160万円でございますが、これも二つの事業が該当いたします。

海岸単独自然災害防止事業負担金でございますが 288万円、これは出井でございます。

海岸局部改良事業 720万円、横見地区でございます。

海岸高潮対策事業 2,736万円でございますが、これは小松港と小松開作、沖浦港が2カ所でございます。

港湾統計補助事業 1,650万円でございますが、これは伊保田港でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 東原課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 196ページの住宅の工事請負費 2,744万3,000円の件でございますが、これは旧橘町の栄住宅の改修工事でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので質疑を終結します。

次に移ります。第8款消防費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、常備消防費経費であります。これが2億1,791万円ということで、半年分の負担金ということで出ておりますが、この基礎となる根拠について報告を求めたい。基礎となる根拠。例えば、きのう答弁がありましたよね。例えば、出発点で18あったと。18分の4でしたか、4町が負担しちよるわけですから。それが合算されてこの金額になったというふうに見ちよるわけなんです。その半年分と。半年分かどうかちょっとわからんですがね。

これはこの方面で何%、こっち部門で何%という出し方をしちよるんじゃないかというふうに見ちよりますが、基礎となる根拠となる出し方について聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 常備消防費の負担金の問題でございますが、昨日の一部事務組合の加入脱退のところでありましたように、旧町が加入しておりました段階、要するに平成16年4月1日の段階の負担金、組合の規約でございますが、規約に載っております均等割と人口割で求められておる16年4月1日現在の負担金を、そのまま16年、17年に適用するというところで、規約の改正を今行っておるところでございますので、従来どおりの負担金だというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それと多分、計算式はあると思います。また聞きます。

基本的に聞いておきたいのは、備品購入等がそれぞれ旧町ごとに予算化されて不執行の部分と、改めて上げてきた部分と、さきの専決の部分ということで、私の方ではまだ振り分けができておりませんので、改めて同じようなことを聞くかもわかりませんが、よろしくお聞かせくださいというふうに思います。

一つは、今回出そうとする備品購入、これはページ数で言いましたら199ページですが、219万円の支出形態をしております。必要としております。これについての地域、中身です。それとあわせて200ページの各消防機庫はわかりませんが、設備改修と防火水槽の場所について、報告求めたいというふうに思います。また、土地購入費がでておりますが、これは例えば消防機庫改修ではないと思いますが、防火用水になるとと思いますが、防火用水もしくは防火設備になるかもわかりませんが、例えば今まででしたら土地は地元負担という格好で防火設備をしてきましたが、耐震性の消防なら土地ごと例えば町が見るのかどうなのか。それも含めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

備品につきましては、可搬ポンプとホースを予定しております。これは旧東和、旧久賀、旧橋、旧大島というようなことではなくして、全体的な予算でということと計上させていただいております。

それと防火水槽でございますけれども、これは3カ所でございます。これは鹿家と油良、正分ということで、これで2,500万円。消防機庫ですが、消防機庫につきましては、11分団の志佐、それから第13分団の日見で921万5,000円ということになっております。

それと公有財産の購入につきましては、これはさきの臨時議会でも答弁させていただいたと思いますけれども、油良地区の防火水槽ということであります。これの用地につきましては、町で全額負担というような考え方で予算計上させていただいております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 例えば、私も他町のことちょっとわからんのですが、例えば今後とも基本的には、防火用水等を設置する場合に、町が土地を負担してもらえという格好でとらえておいてよいのかどうなのか、聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 防火水槽の土地の御質問でございますが、これも合併前に旧町では

いろいろ取り組みがまちまちでございました。今、御指摘のように、例えば地元が提供するとか、または借地をするとか、または町が買い取るとかいうふうな対応で分かれておりました。

それで、例えばもとの所有者が相続または売買等で大きな土地の中の一部を借地しとったわけですが、そのような中で全体の土地を売買した、または相続したというときになって、ちゃんとした契約が残っていなかったというふうな場面もあったりして、後々になってこの土地が本来、本当に借地契約が結んであったのかというような問題が起こったりしたという例もありまして、町の大きな財産が設置されるわけでございますので、町がちゃんと土地を取得して町の所有権を取得して、それで買収してつくろうというふうな方針でいっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 先ほどの広田議員さんの御質問でございますが、広域消防組合の経費の資源方法でございますが、組合の規約によりまして、負担金の額は負担金の総額の100分の20を関係市町の均等割、負担金の総額の100分の80を関係市町の最近の国勢調査の人口に比例した人口割で、関係市町が分布するというふうになっておりますので、その形で16年4月1日のとおりでやっていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 御質問しますが、交際費が出ておりますが、この交際費は今度、新しく出された団長だけの交際費か、それとも旧町のときも団長には交際費がありましたが、支部長にも交際費があるのかどうか。

それと、団員の制服なり作業着が統一をされておられません、これについて16年度を予算化をしておるのかどうか。してないようであれば、将来どうなるのか。

それと、先ほど消防機庫が工事請負費の質問がありましたが、工事請負費として出ておりますが、これは何個分を予定をしておるのか。こういった経緯、またどの程度の規模の機庫を予定してるのか。その3点、お願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えさせていただきます。

団長交際費でございますけれども、これは当面4町の交際費を計上させていただいております。それで、団長はもちろんでありますけれども、支部団長についても交際費を充てていくということとなっておりますので、従来どおり旧団長と同じような形で交際費が支出されるということになろうかと思っております。

それと、消防機庫でございますけれども、これは2カ所あります。先ほどちょっと一部申し上げかけましたけれども、志佐地区と日見地区の2カ所でございます。

それと、制服につきましては今後の課題ということになっておりますけれども、当面は新入団

員等が入ってこられました場合には、当然、作業着等が要るわけでありますので、そういうものものにつきましては、このたび60万円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

作業服につきましては、今まで従来貸与しとったものがあると思いますけれども、いずれはもう製造されないということでありますので、今後は新しい制服に切りかえていくということで、予算を伴うものでありますので、段階的にこれは分団長会議とか、そういう団長さん等の意見も踏まえながら整備を進めていくという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの消防機庫は、どういった経緯で今後、今の志佐と日見でしたか、作り直すのかということをお伺いしましたが、2個ということは、約1個が400万円ということであれば、今まで久賀も機庫をずっとやりかえてきましたが、久賀がやりかえた機庫については、新しい消防車を入れかえたということで、大きな機庫が必要だということでやりかえた経緯がありますけれども、この今の2個については、どういった経緯でやりかえられるのか。新しい消防車を入れかえて、その入らないがためにやりかえるのかどうかということと、だから面積がどうせやりかえるのであれば、将来的には、もうどこも久賀のように消防車を導入していかんやいけんと思うんで、そういった面積をつくる予定してるのかどうか。一番そこが今回一番知りたいわけですが、将来またそういうふうに消防車を購入したときに、また建てかえるようであればむだなことになりまして。

ただ、今、後ろの方で老朽という話がありましたけれども、ただ老朽だけで建てかえるのであれば、やっぱり今度はそういう消防車が入るような大きなというか、きちっとしたのに建てかえてほしいと思っておりますので、その辺をもう少し詳しくお聞きしたらと思っております。

それから、今の制服については将来統一していくということなんであれですが、出初式ですが、出初式が来年予定をされておりますけれども、出初式についてはこれ経費がちょっと見当たらんわけですが、今後は今までは各旧町において出初式やられたわけですが、今後はどういった形態で出初式をやられるのか、その2点をもう一回お願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

消防機庫につきましては、道路の拡幅というところで、2カ所そういう道路の建設関係で消防機庫をちょっと移転しなければいけないというようなことで、この日見地区と志佐地区ですか、これを新規に建築させていただいております。

それと出初式でございますけれども、これにつきましては、一応基本的には周防大島町一つの町になりましたので、1カ所でやるということで、当初は支部分団ごとに出初式をとというような

ことも考えておりましたけれども、やはり周防大島町を一つの町ということでやっていこうということに決定されまして、17年度につきましては大島地区でやろうと。それと県西順ということで、大島町を皮切りに大島、東和、それに橘、久賀ということで、4年に1回、それぞれ会場が持ち回りということになります。

それと、屋内、屋外いろんな形態でやられておりましたけれども、一応屋内でと、基本的な考え方は屋内でやっていこうということで、17年度につきましては文化センターを予定しております。ここは人数の関係で、ある程度制限をしていかなきゃいけないということで、一応350人収容できるということで、地元の大島地区支部分団団員につきましては、基本的に全員参加と。それと、さらに表彰される方も一応全員ということと、あとの残りの旧3町につきましては、おおむね30名程度ということで、各支部団の方で人選していただいて、出初式に参加していただくというような計画を持っております。

それと、その持ち回りでやる段階におきましては、旧町からのやり方を基本に踏まえてやっていくということで、視閲とか観閲とかいろいろやり方も違うようでありましてけれども、一応それぞれの旧町の当番になったときは、そういうやり方でやっていこうではないかというようなことで、進めさせていただいております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ですから機庫の面積がわかればと。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 消防機庫の面積のお尋ねでございますが、これも各町によって大変大きな取り組みの差があります。久賀町では各分団に消防車と、または車を配備いたしております。あとの3町では、町の方で独自に各分団に車を配備しておるところが、すべてに配備しておるところはございません。要するに、まだ可搬ポンプを中心に消防団の各分団の組織をいたしております。

そういうことでございますので、今、新町になったからすぐさますべての分団に消防車または消防車両というようなものを入れるということは、非常に経費の問題からしても不可能でございます。

それで、今まで可搬で非常に困っておったという、特に消火活動におくれたということもございませんので、今の段階では消防車と可搬ポンプとを組み合わせた状態で分団を組織していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、僕はそういうことを尋ねたんじゃないんです。同じ、もう新しく機庫をつくりかえるのであれば、将来的にはそういう方向になってくるであろうから、消

防車を導入するような方向になってくるであろうから、どうせつくるのであれば、消防車が入るようなきちんとした久賀のような形の消防機庫をつくるべきじゃないかということで、今回どういうこれは面積かというふうにお伺いしたわけです。

ですから、そういうのを今回この2カ所をつくるのであれば、僕はそれでいいと思うんです。だけど、それより小さいのであれば、同じつくるのであれば、もう大きいのをつくった方が、将来そういうふうになってくるであろうからという意味合いで、面積をお聞きしとるわけ。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） そういうことでございますから、私の方は消防車を今導入するという計画はございませんので、今ある面積で十分だというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 失礼します。21番、平川です。

ページ199ページですが、13節の委託料、この中にヘリポート管理というのが10何万円あがっております。ヘリポートの管理ですので、常時、離発着が可能でなければなりません。多分、旧久賀の前島ですか。ちょっとその辺、どこの場所かとどれくらいの広さの管理かと、それとどの程度の回数かというのをお聞き申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） ヘリポートの件でございますが、前島と浮島というふうに記憶してはるんですが、当然、ヘリポートがちょっと私もまだ前島のヘリポートの状況は確認いたしておりませんが、浮島の状況で言いますと、ヘリポートは山のある程度平地のどこにあるわけでございますが、周りが草葉でございまして、その草刈りとかそういうふうな管理を委託しているということでございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 私も勉強不足でその地域がわからないんですが、またで結構ですんで、前島と浮島の方のどのくらいの管理かというのを教えてください。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款教育費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 2点ほど聞いておきます。

一つは、図書館費であります。今回それぞれ充実という立場で言えば、合併後図書館が充実し職員の配置も司書を中心に配置ができたという部分が、前進面かなというふうに見ております。

そうした中で、それぞれの町がそれぞれの町の図書館がそれぞれ備品購入費を組んでおります。そういう中で大島図書館、これは254ページですけど、備品購入の中に115万2,000円が組まれております。これは一つはプリンターの設置も入るとるんかどうなのか。行って見ますと、御承知のようにプリンターが一つしかないんです。その中でプリンターが入っちゃうんかどうなのか、その確認ぜひ。これはプリンター入っちゃうんじゃないかなというふうに思うんですが、確認しちょきたいというふうに思います。

それともう一点、実は公民館で私どもにやっぱりいろんな意見が出されております。今回この予算上に出ておるのが現行の公民館ということで、既存の大きな公民館ということで出されております。若干とぼけた質問をしますが、旧町村時代、そのもっと前の町村時代に、それぞれに公民館というものがそれぞれその地域にあったわけなんです。その中で、現行公民館でそれぞれその地域の例えば集会所として活躍してきました。そういう中で、実際に維持管理とか旧公民館等はどのようにされているのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 鍵本社会教育課長。

社会教育課長（鍵本 一和君） 質問にお答えいたします。

図書館関係の115万2,000円のプリンターの件、申しわけございません。後ほどお答えいたします。

それと公民館の関係でございますが、公民館につきましては、旧東和町におきましては各自治会、公民館関係で管理を行っていただいております。ただ、町有財産につきましては、町の方で一部管理しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今答弁がありましたように、予算執行上どこに入るんかが非常にわかりにくいところであります。今の公民館の中に入っちゃうんか、どこに入っちゃうんか。

言いますのが、御承知のように東和町は各小さな集落ごとに公民館があつて、そこがいろんなコミュニティーの場ということになっており、例えば春には税務審査とかそういうのがやられよります。

とりわけ今回、合併後すぐ苦情が届いたのが、旧町では少なくとも公民館経費に対する部分として、言うなれば使用料、いわゆる使用料としてそれぞれ小さな公民館に払われておつた。これが合併後、10月1日から今度は中本町長になった途端に、その使用料が払われんようになったという通知が来たということで、その地域の皆さん方は泣いておられます。一体どうなっちゃうんかなということで、電話がかかってきております。やっぱり旧町どおりそれぞれいろんな出し方されております、確かに。例えば、こういう出し方、借りるときに単額で出すとか言うよう

な格好で出しておられるところもありますし、旧橘町のように例えば老人憩いの家で土地料まで出しちよるといふところもあると思います。これは公民館じゃないですが、性質的にはえっと違わんのんですよ。

そういう格好で、やっぱり旧町のような格好で一定程度の維持管理については、見ていかんにゃいけんのじゃないかなというふうに考えております。ぜひ、予算的にはどこに入っておるかわかりませんが、旧町の踏襲をできるだけ予算があるわけですから、きちっとしちよかんにゃいけんのじゃないかなという定義だけはしておきます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 予算審議でございますので、答弁はよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。10款災害復旧費について質疑はありませんか。武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 11番、武政。

災害復旧でございますが、特に港湾、漁港を絞ってお尋ねをさせていただきます。恐れ入りますが、場所と金額を御指示いただきたい。お願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

今回、漁港関係になりますが、台風18号で漁港が14件、海岸が15件の被災を受けております。台風23号では漁港が3件、海岸が6件、計38件のこれはもくろみ額でございますが、17億円の被災を受けております。

今回の予算には、まだ査定が半分の20件受けたばかりでございます。来年の1月末に残りの18件の査定が予定されておりますので、まだ実施の予算計上はされておられません。場所につきましては、数が多くございますので位置図をつくっております、作成しておりますので、後ほど提示させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 大変、我たに水を引くような質問で恐縮をいたしますが、港湾あるいは漁港で橘庁舎裏の中部病院の防波堤及び安下庄港湾の一字等々が、今回のこの予算に上がっておるかどうか、ちょっとお聞かせを願いたい。

議長（新山 玄雄君） 松井建設課長。

建設課長（松井 秀文君） 安下庄港湾、久賀港も含めてなんです。港湾の管理の災害査定については、県の方が受けました。査定も終わりました。発注については、やはり大島土木事務所

の方で発注の予定の運びとなりますけど、聞いておるのは2月には発注できるということ聞いております。

港湾関係の施設ですが、沖浦西港、戸田なんですが、突堤14メートル、家房の沖浦港、離岸堤20メートル、家房防波堤、沖浦港ですが、10メートル、秋沖浦港離岸堤10メートル、それと安下庄港排水溝100メートル、三ツ松防波堤、安下庄港ですが45メートル、三ツ松の護岸、安下庄港ですが30メートル、それと安下庄港、先ほど中部病院の沖と言われた公有地の護岸、これが245メートル、安下庄港です。それと古城の沖防波堤、これ45メートル、それと18号で被災を受けた久賀港、土留堤20メートル、それと久賀港防波堤67メートル、護岸30メートル、久賀港です。それと平井港、これも23号台風で被災を受けました。離岸堤20メートル、それと突堤が25メートル、防波堤が50メートルというふうなことの台帳はあります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは284ページ、災害復旧費、うち公立学校施設災害整備復旧費ですが、これはそれぞれ沖中を中心に、かなりひどい被害を受けております。それぞれの学校の状況、今回しようとする工事対象の学校、それぞれ方向を求めたいというふうに思います。

それとあわせて、社会教育の中に公民館が入っております。公民館以外にも当然、例えば社会教育にかかわれば、本町で言えば歴史民族資料館の下側の商品、歴史的資料の置き場、これがびちっと入っちゃうというふうに思いますが、あわせて社会教育施設災害復旧にあらわれてくる建物名も、あわせて方向をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えいたします。

まず、文教施設でございますが、台風18号、またその後23号が追い討ちをかけるように、たくさんの被害が学校関係で出たわけですが、施設からいきますと27施設の80カ所。ですから、ここで言いますと大変ですが、主に大きな災害を申し上げますと、補助災害ですが、久賀中学校のバックネットと屋代小学校の管理棟、講堂、大島中学校の管理棟および沖浦中学校の校舎、講堂等が大きな被害がありまして、11月の30日に国の方の査定がきまして、ほぼ私どもの要求どおりの査定をしていただきました。

なお、沖浦中学校につきましては、校舎の屋根がかなり傷んで生徒たちの授業に支障を来しますので、国の方に事前着工の届けを出しました。

ただいま、もう入札等も終わりましたので業者も決まりましたので、近いうちに工事に入るといふ予定にしております。

その他、小さい工事につきましても、約70%はもう済んだということで、その後、きょうの予算が通りましたら、早急に小さな工事も入りたいというふうに思っております。

社会教育関係ですが、これもたくさんあるわけですが、今お話がありました大島町の資料館、ハワイ民族資料館、旧東和町の総合センター、体育館、服部屋敷等でたくさんの被害が遭っております。社会教育の復興の総額が1,307万9,000円ということになっております。

申しおくれましたが、学校関係につきましては、単独災害及び補助災害合わせて約3,200万円の被害ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑は。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今回のこの予算が執行されますと、どの程度の災害復旧ができるかどうか。災害があって、この予算で何%の復旧ができるかどうか。できれば項目別をお願いします。

それと、今回この復旧費にグリンステイながうらの復旧費が入っているかどうか。その2点をお伺いします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 何%ぐらいの復旧率かという御質問だろうと思えますけれども、今回、予算要求をいただいた各担当課から予算要求、災害復旧にかかる経費として予算要求いただいた分については、ほぼ満額の予算をつけております。これで現在、復旧の経費が判明しておる部分については、ほぼこれで復旧は終わるということですが、今後まだ漁港の災害の査定等が終わっておりませんので、そこらあたりはまた、補正予算を計上して対応していきたいということでございます。

それと、グリンステイながうらの復旧経費も予算計上されております。

議長（新山 玄雄君） 斎藤水産課長。

水産課長（斎藤 正明君） お答えいたします。

漁港については、現在査定中でございます。何%と言うよりは、旧町のままの単独災害とそれから委託料という形で計上させていただいておりますので、全く現在上がっておらないので0%という考えをしていきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

287ページの商工観光施設災害復旧事業の中に、グリンステイながうらの災害復旧事業というのが、工事請負費2,391万7,000円が上がって計上されておりますが、このうち664万5,000円が、ながうらの復旧費として含まれております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） そうですか。僕はあそこが全部が、ながうら費かと思ひよったんで安心しとったんですが、600万円ちょっとということは、あそこは屋内練習場とか、屋内練習場とは言わないんですか、あれは。あると思うんですが、あそこのガラスが割れて、今あそこは使用禁止ということになってますが、グリンステイはあそこが使えないと、メイーンなんであそこは早急に復旧というか、してもらいたかったんで、今回できるんかなと思ったんですが、あそこの部分については今回入ってないんですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 大変御無礼いたしました。先ほどの664万5,000円でございますが、これは台風18号の被災でございます。その後に23号で被災をしております、これに対する復旧経費が375万5,000円、これに計上されております。計、約1,040万円ぐらいが、ながうらの経費でございます。これに入っております。（「あっこは復旧できるということですね。わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

先ほど教育費のところでは答弁漏れがございました。答弁求めます。鍵本社会教育課長。

社会教育課長（鍵本 一和君） 先ほどの広田議員さんの9款大島図書館の備品の関係でございます。今回は備品としてプリンターは組んでおりませんので、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） それでは進みます。

第11款公債費、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 公債費については、今回これが何%、まず今回、予算額が専決分と合わせて18億3,600万円、元金返しということなんですが、旧町の責任で行ってきた財政計画等を見れば、普通会計という出し方ですから、非常に一般会計と普通会計と同額ちゃうことにはならないと思うんですが、基本的には1年間でお宅の資料を見れば、大体30億円償還していくんじゃという説明資料になっております。1年間で大体公債費を、お宅は30億円返していくという資料になっております。

そして、今回18億円余り、これも中を見てみりゃ1億4,900万円の過疎の借りかえが入っちゃうんかなというふうに見ちゃうんですが、それでもやっぱり18億円と。

大体一般会計で今年度、旧大島町分と、失礼、旧4町分と大体今回執行するであろう、10月から3月までの合わせた額は、基本的には公債費的なものはつかんでおりますか。一般会計における公債費的なものは。

つかんでなかったら、旧町ですから、旧4町ですからわからんかもわかりませんが、大体推定として1年間でどのぐらい償還していくのかというのは、大体1年間で償還額は、この30億円

よりちょっと下がるぐらいの状況を償還指定いくというふうに見ちよるのかどうなのか。わかる範囲でいいですから、この項で質問しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 公債費の関係でございますけれども、今回につきましては、今、議員さんおっしゃってましたように、借りがえ債がございますので、そこらあたりが約3億円近い金が入っております。ですから、そういったことでトータルで18億円ばかりの予算、半年で18億円ばかりの予算計上になっておりますけれども、今後の起債のどの程度起こしていくかと、いろんな財政運営上のこともありますけれども、基本的には周防大島町として公債費に充てる金とすれば、大体30億円というふうに見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

それでは12款諸支出金、質疑はありませんか。いいですか。13款に移ります。予備費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 先ほど私の方で、武政議員さんのお尋ねの中で、県の港湾災害の方で私の方が勘違いいたしまして、漁港の災害の方の説明をさせていただきました。位置図を配布させていただきますというふうに答弁したんですが、まだ査定がのこっておりまして、箇所の数等の変動がございます。御所望でないようですので、配布の方は取り下げさせていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 以上で、一般会計の質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の予算、一般会計について反対の立場から討論をいたします。

私の方は、今回予算の組み方としては、当然事務方が言われるように、16年度の残事業を中心に、あとは災害と若干の補正というのが一般会計の性質ですよということを言われました。それは当然、私自身わかっておる範囲です。

しかし、私がいつも言いよるのは、例えば、たとえ半年であろうとも、どれだけ住民の皆さん方のお役に立つ予算をつくっていくかということが、予算の判断の基準になってきます。

それで言うならば、今回2億円あまりの積み込みを財調にするということ。それは予算運営上はあり得ることです。しかし、だからといって私はもっともっと住民の声、要求をもとに今回の予算を組まれたかと言うたら、私は若干問題があるんじゃないかというふうに考えております。

と言いますのは、旧町それぞれ確かに途中で質疑に対する答弁があったように、廃止して待ちよる町もあります、事業を廃止して待ちよる町もあります。また、大島町のように、できるだけ廃止せんよう、町民の要望をこたえるという格好で、それなりに予算を捻出してきた町もあります。

私たちは、少なくとも例えば一つ一つのその要求時、予算を組み立てるときには、町民の皆さん方の要求に根ざした予算化いうことをまとめてきました。

そういう意味では、私は今回の予算で初めて合併したわけです。合併して初めての予算です。だったら、もっともっと町民の声にこたえて、私は予算の組み方はあったというふうに思います。

例えば、具体的に言えば福祉部門や暮らし部門で、もっと新町にふさわしい予算計上できたんじゃないかなという点で、私は不十分さがあったというふうに思っております。

ただし、合併後よくなった部分も当然あります。先ほど言いましたように、図書館に司書を配置するとか、また予算上あらわれてきた、例えば消防関係では土地まで町が責任を持って買うとか、それは合併後よくなったかもわかりません。

しかし、それはそれぞれの予算のときに、やっぱり本当に町民の声を聞いたり、本当に執行部内部の声を聞いたりしてやった予算かと言えば、全体的に私はもっともっと知恵を出していける予算ではなかったかなというふうに考えております。

その立場から、反対したいというふうに思います。以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 賛成の立場から討論させていただきます。

9月の台風、10月の合併、11月選挙、12月のこの議会という中で、110億円以上にもわたる会計を大変コンパクトに、また災害復旧費も含めた予算の計上をされていること、大変よく頑張ったなと思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第1、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。15分間休憩します。

午後2時10分休憩

.....
午後2時25分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開いたします。

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第11、議案第11号平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算までの10議案と一括し、これを議題とします。

補足説明は、12月15日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。

議案第2号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、合併後、来年3月まで予算ではありますが、それぞれ国民健康保険税収入の状況について、それぞれ世帯数、人数等、例えば所得割、資産割、均等割、平等割からできておりますから、その人数、世帯数の報告をまずお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） ちょっとお待ちください。 済いません、お待たせします。もう来ます。

暫時休憩します。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時29分再開

議長（新山 玄雄君） 答弁を求めます。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税の世帯数と被保険者について、お答えをいたします。

全世帯数が7,995世帯でございます。被保険者数は1万3,735人となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にそのように加入状況があったとしても、基本的には所得割、資産割、均等割、平等割で実際的には今何ぼになったか、ちょっと覚えていませんが、それぞれそれぞれで出していったらいいのかどうか。所得割、資産割、均等割、平等割をそれぞれ人数と世帯で当てはめていったら、この数字になるということなのか、それとも平均を出す場合にはそれでできると思うんですが、実際的には所得割、資産割の関係は、均等割、平等割は大体わかりますね。じゃ、所得割等もその人数でいいのかどうか。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税等につきましては、16年度の課税でございます。新町の予算に立てております調定額につきましては、収納分を差し引いた未収プラスの納期末到来のものが計上されております。それに若干の今までの徴収の実績で加減をいたしております。

それで、今の所得割、平等割、均等割等につきましては、当初の課税の課税標準の割り振りで按分をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一点は、東部税整理組合に委託する件について質問します。

これは委託分は東部税整理組合に委託する関係は、15年度分という感覚でよろしいのかどうか。15年度分。いわゆる新町になったわけですが、実際的にここの数字にあらわれてくる東部税整理組合に支払う金額については、15年度分以前という格好でいいのかどうか。それと、実際的に滞納分の15年度以前の分がわかれば、件数等がわかれば聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 東部税整理組合の委託金については、現在、予算計上しておりますのは12年から15年につきましてはの委託の手数料で18%分ということでございます。徴収額の18%ということでございます。

16年度のものにつきましては、来年度、税務課の方で徴収をいたしまして、ある程度の徴収をかけまして、9月段階ぐらいで徴収に至らないものを委託するという考え方でございます。

それともう一つ、国保税の12年から15年のものですが、現在5,463件の7,490万6,015円の新町の滞納額となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 各会計別に質問したんでよろしかったですか。（「国保だけ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。これは歳入歳出一緒でよろしいですか。

では、ちょっと歳出の方でお聞きしますが、きのうの御説明では国保については、旧町より何千万円、その何千万円というのを聞き逃したんですが、伸びがあったという御説明だったと思うんですが、その数字とその伸びがあった原因といえますか、それを御答弁お願いします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険給付費の関係で、旧町見込みより5,600万円の増加となっております。この伸びにつきましては、これまでの医療費の状況、それとこれからまた、もしインフルエンザとか発生しましたら医療費が伸びるということで、そういうことを勘案しまして、伸びを見込んでいるという状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 保健給付だけがそういうことですか。きのうの説明では、歳出において全般的に何千万円というように受け取ったもので、保険給付のとこだけがそういうふうに伸びたということなんですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 全体として保険給付費のみということですよ。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

次に議案第3号、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これもきのうの説明では、旧町より多分きのうは2億8,000万円というようにおっしゃったんじゃないかと思うんですが、これも同じようにとらえてよろしいということですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 旧町と比べまして2億8,300万円の伸び、これは医療費のみであります。

議長（新山 玄雄君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案6号、簡易水道事業特別会計について質疑を行います。

まず第1点は、起債について質問します。この件では、大体50億5,000万円余り起債残があります。実際的には、これは大島、東和、橘がそれぞれかなりを占めると。逆に久賀は、実際的には少ないという部分に入ろうというふうに思いますが、それぞれ旧町ごとの起債残高、これについてまず報告を求めたいというふうに思います。

また、加入実態、旧町ごとに簡易水道に加入している世帯数についても報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 簡易水道会計の起債残高でございますけれども、旧町単位でということでございます。

まず、旧久賀町ですけれども4億6,781万9,000円、旧大島町22億1,291万8,000円、旧東和町13億9,292万9,000円、旧橘町10億8,340万3,000円、以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、もう一回先に答弁。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 広田議員さんの御質問では戸数ということでありましたが、今現在給水人口の方しか調べておりません。給水人口の方でよろしいでしょうか。給水人口が、今1万9,496名、これは16年の3月31日現在であります。それで、水道の普及率が約90%ということであります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この件では、御承知のように、かなり水道料金についても調整事項に入った内容がかなりありますが、実態的にはかなり今後とも基本的にはかなりの負担が出てくるというふうに思います。

それは基本的には、柳井広域からの給水人口等の関係があるというふうに思いますが、その見直し等はテーブルに上がっているのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 今御質問の柳井広域関係の水の問題ですが、これは今そういった話題は、現時点では上がっておりません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 歳入についてお伺いしますが、新町になってメーターをとめて、これから先水道をとめるというふうになった場合に、手数料というか、それからの管理費を負担をしていただくというふうになったようにお聞きしておりますが、それはこの歳入の部分でどの部分になるのかということと、そのようになった経緯と伺いますか、管理費というか、それを負担するようになった経緯を、その理由を二つ教えていただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） まず、予算書歳入の3ページでございますが、款の2使用料及び手数料、ここに給水使用料というのがございます。この中に今御質問の休栓料も入っております。

それと給水をした場合の休栓料についての御質問でございますが、まず水道を引くところからちょっと御説明をさせていただきますが、個人が新たに水道を引く場合は、町が布設をしております配水管等から自己の敷地まで、申請者において布設工事を行います。給水を休止するということは、敷地内に設置しておりますメーター器を取り外すということですが、メーターを取り外し、なおかつ配水管までの区間のパイプを撤去または配水管に最も近いところで管を切れれば、これ配線という扱いになりますので、そういった休栓料の対象とはなりません。

しかしながら、配水管から自己の敷地までのパイプについて撤去しない場合とか、最も近い位置で管を切らない場合は、いつも水道を使用することが可能でありますとともに、その敷地から配水管までの管の管理と伺いますか、そういうものを今度は町がするようになります。その場合、管理料と伺いますか、そういったものでこの休栓料というのを上げております。

これは、旧久賀においてはこれは今までございませんでしたが、他の3町については休栓料という名前ではないともありますが、他の3町については今までこういう形で、今言います休栓料を取っていたということで、合併後、それを統一して休栓料という形で計上しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

それでは議案第7号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも同じように、起債残高が18億8,100万円ということとで残高があります。これは基本的には、旧東和、旧橋部分というふうに思っております。その点で、それぞれの旧町ごとのそれぞれの起債残高の報告を求めたいというふうに思います。

また、今回当該年度中の起債見込み額と償還額を見てみますと、5,100万円余りということで、今後どういうふうな償還ペースになるのか、つかんでおれば聞いておきたい。償還、1年間にどのくらい償還していくという償還額がわかっておれば、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、起債の残高でございますけれども、旧東和町分が7億2,434万1,000円、旧橋町分が10億7,219万5,000円でございます。

今後の償還見込みでございますけれども、今後大きく元金等が膨らんでくるというふうに見込んでおります。したがって、今後この元金は増嵩していくというふうには見ております。

ただ、幾らというのは今ちょっと私手持ち資料がございませんけれども、若干伸びていく傾向にあるというふうには考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは移ります。議案第8号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この点では、今年度の事業概要と工事費で出てますね。工事分の箇所と工事概要、あわせてそれぞれ下水道事業債と過疎対策事業債を使って事業をやるわけなんです。起債残高もそれぞれ膨らんでくるというふうには見ておりますが、現行16億5,000万円の起債残という状況であります。それもあわせて、これは旧大島と旧橋がここへ入ってくるんじゃないかというふうに思いますが、あわせて起債の方は旧大島、旧橋が主じゃないかと思いますが、工事部分については、今年度部分、旧大島町分とその他の部分ということで報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、今年度の事業について御説明いたします。

工事請負費につきましては、沖浦西地区の工事が2億3,620万9,000円です。沖浦東地区が1億1,782万8,000円、日良居地区が1,915万2,000円です。そして和田地区

が2億3,343万円、以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 農業集落排水会計の起債残高でございますけれども、旧大島町分が3億7,902万1,000円、それから旧東和町分2億8,797万3,000円、旧橋町分5億3,680万7,000円でございます。

農業集落排水会計で償還の見込みですけれども、今後今の起債だけでいきますと、ピークが平成20年ごろがピークになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど答弁されました嶋元課長の方に再質問しちょきますが、工事概要について、例えば東、西、和田とそれぞれ着手の時期が違いますからそれぞれ違うと思えます。今年度、この支出状況の中で实际的に工事にかかわる部分で、本管部分から支線に入る部分もありますし、どういう状況なのか。私も和田地区の部分については全然わかりませんので、あわせて報告をお願いしたいというふうに思えます。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、沖浦東地区から御説明をいたします。平成16年度沖浦東地区の管路布設第1工区というのが出井地区であります。契約金額が4,651万5,000円です。延長が1,125メートルになります。

続きまして、平成16年度沖浦東地区管路布設非補助工事第1工区、出井地区です。延長が269メートルで契約金額が1,088万4,300円です。

続きまして、平成16年度沖浦東地区管路布設工事2工区、家房地区でございます。延長が2,459メートルで、契約額が7,717万5,000円です。

続きまして、平成16年度沖浦東地区管路布設の非補助工事第2工区、家房地区です。延長が246メートルで契約金額が699万7,200円でございます。

続きまして、和田地区の方を御説明いたします。和田地区につきましては、処理施設機械電気設備工事というのが内入にございます。契約金額が7,087万5,000円でございます。

続きまして、平成16年度の処理施設の土木工事、これも内入でございます。放流及び流入工事でございます。金額が2,486万4,000円でございます。

続きまして、平成16年度の管路施設工事の第1工区、内入でございます。延長が497.5メートルでございます。契約額が2,419万2,000円となっております。

続きまして、平成16年度の管路施設工事第2工区、小泊地区でございます。延長が905.1メートルで3,639万3,000円でございます。

続きまして、平成16年度の管路施設工事第3工区、和田地区でございます。延長が

1,179.5メートルで、請負金額4,334万4,000円となっております。

続きまして、平成16年度管路施設工事第4工区、和佐地区でございます。延長が1,229.3メートルで4,246万2,000円の請負契約となっております。

続きまして、平成16年度の中継ポンプの建築工事、地区が神浦、和佐、小泊、内入で、工事概要が発電機室および電気設備の5カ所でございます。金額が2,016万円となっております。

続きまして、平成16年度のマンホールポンプの施設工事、神浦、内入でございます。これ2系統でありまして、契約額が4,084万5,000円となっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に移ります。議案第9号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも私は他町のことでちょっとようわかんのですが、場所的には漁村集落排水事業でやったのは浮島ですか。その場所の確定と、実際的にこれはもうそこ1カ所ならば橘町ということになりますが、ちょっと確認だけしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 浮島地区で旧橘町です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。ページ6ページの13委託料、前島航路の運行経費の13委託料ですが、浮島航路においては、浮島には待合所が2カ所、情島航路には情島に待合所が1カ所あるとお聞きしております。前島航路のみ待合所管理が13万2,000円計上されていますが、どうして前島航路のみ委託料が出せるのか、お聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

前島航路につきましては、前島に待合所がございます。これは自治会の方に委託しております。ここに待合所管理13万2,000円というふうにございますが、実質、これは切符販売と待合所の管理委託でございまして、実際に自治会に待合所の管理として6万円ほど委託しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） はいじゃあれですか、浮島航路も情島航路にも切符の販売というのが、これは乗船している職員でやられとるわけですか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

情島航路につきましては、これは船長の方で取り扱っております。浮島航路の方につきましては、島民が二百四、五十名ということで、浮島に委託しているお店が2カ所、土居側に1カ所ということで、切符あるいは手荷物等の委託をいたしております。なおかつ船長も取り扱っておりますが、浮島の場合は大変人口も多いところがございますので、そういう3件ほど委託しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 最後になるんであれですが、待合所の掃除とかいう管理が前島のみ結局上がとるわけでしょう。その管理も乗船員に待ち時間に掃除したりという管理はできないもんですか。必要ないんじゃないですか。最後ですんでお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

前島航路につきましては、先ほど申しましたように、前島の自治会にこの待合所の管理委託をしてるということでございます。通常の掃除等もありますが、今、船長さんがこれをできないかということでございますが、また詳細にわたって調べてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私、まだ現地調査ができないんでわからないんですが、実際的に前島、情そして浮島という三つの町営渡船の運行をされております。その中で、大体1日当たりの乗降状況はどういうふうにつかんでおるのか、聞いておきたいというふうに思います。これは基本的には運賃収入の中に入ってきますが、乗降状況についてはどういう状況で運賃収入を上げちよるのか、聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

何人かということでございますが、運行1回当たりの収入でかえさせていただきます。運行1回当たり、情島町営渡船が3,214円で、町営浮島渡船、樽見土居ですが8,597円、前島航路1,152円が、運行1回当たりの収入でございます。これはあくまでも平成15年度の実

績でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私自身が非常にわかりにくい町営渡船の内容なんで、聞く方が非常に難しいという内容になります。と言いますが、実際的に町営渡船で運行されて、今言われた運賃形態としてはそれぞれ報告がありました。それぞれやっぱり需要実態も、やっぱり私の方としては、この間、予算支出をするわけです。ですから、あわせて利用実態もできれば、この半年間をどのように見ていると、利用実態をどのように見ているというあれはできないですか。大体こういうふう、この期間はこういうふうに見ちよるとかというような報告はできないですか。

1日当たり何便動いて、大体1回当たりこういうふうに見て予算を計上しとるという格好では難しいですか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

1日の便数というものは、もう時刻表で決められておまして、前島につきましては3便、これは水曜日は4便でございます。済いません。笠佐でございます。これは離島航路じゃございませんので、前島につきましては3便、浮島航路につきましては4便、情路線については5便ということになっております。

先ほど言いました1回当たりの運行経費というものは、そういうものでございますので、その実態に応じてこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第2、議案第2号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第3、議案第3号平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第4、議案第4号平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第5、議案第5号平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第6、議案第6号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第7、議案第7号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第8、議案第8号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第9、議案第9号平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第10、議案第10号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第 11、議案第 11 号平成 16 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 12、議案第 12 号平成 16 年度周防大島町公営企業局企業会計予算を議題とします。

補足説明は、12 月 15 日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。議案第 12 号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） まず 1 点は、今回初めて一部事務組合から実際的な運営、さきの実際的な専決を除けば、本格的な予算ということになっております。

そこでお聞きしますが、一つは今日まで債務負担行為で行ってきた内容が、実際的にはどういう繰り出し状況になっているのかというところで、今まで、例えばいろんな状況の中で債務負担を行ってきましたが、今度は特別会計になりますから、実際的には、債務負担分は基本的には一般会計で見る格好になるんじゃないかというふうに思いますが、その辺のところの運用上のことは一体どうなるとするのか、まず聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 広田議員さんの御質問にお答えいたします。

債務負担行為でございますけど、これまでは一部事務組合でありましたんで、各旧 4 町で一応規約で定められた負担債務が行われていました。

その状況につきましては、一応、収益的収入につきましては、交付税を一応繰り出してもらっております。それと、建設関係につきましては、償還元金の 3 分の 2 ですか、を繰り出していただいております。

交付税算定につきましては、一応国から流れる官報に普通交付税と特別交付税が告示されますので、それに基づいて繰り出しをいただいております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、今回一般会計の繰り出し金が実際的にありますが、今まででしたら例えば、私もちょっと離れちよるんでよくわからないんですが、一般会計からの繰り出し分が、基本的には先ほど言われた交付税分という格好で支出されています。それが一つです。

それともう一つは、今までは任意分といいますか、建設をしてもともと例えば各旧町ごとに実際的には負担しよった分が、これが任意分として今後とも払っていくのか払っていかないのか。

それともう一つは出資金の取り扱い。言いますのが、それぞれの町にできた出資金でしたから、僕はもう反対しちよったんですが、出資金という格好でいつまでも払うのがいいのかどうなのか、という格好で議論をしたことがあります。そういう取り扱いは、実際的には今回の予算上はどういう状況なのか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 旧町における債務負担行為と今回、合併後の新町での企業会計の繰り出しの関係ですけれども、まず旧町におきましては、当然今議員さんがおっしゃったように交付税分、それと診療施設組合に旧の診療組合における負担金条例等に基づいた建設等に係る経費を負担金として出しておりました。

合併して一つの町になったわけですから、今後は一般会計の予算の方といたしましては、繰り出し金という格好で企業局の企業会計の方に繰り出す、という予算措置を行っております。

16年度におきましては、旧の各町で負担すべき額を一応予算計上しております。というのは、予算を継承するという考え方からですが、17年度以降につきましては、その企業会計のいろんな繰り出し基準等々がございますので、そこらあたりの調整は今後やっていく必要があるというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一応、今回の補正分というたらいいんですが、今回のいわゆる繰り出し分については、言うなれば東部病院については東和町経由で予算計上しちよった残りを出す。中部病院については橘町で組んじよった分、大島病院では一応16年度の負担分を大島病院に繰り出したという会計上の流れということで、すべて1年分払ったと、1年分といいますか当初予算分の残を今回払ったということとらえちよってよろしいですか。

それともう一つは、身分にかかわって聞いちょきたいんですが、基本的には公営企業体と言えども、基本的には町の職員さんという立場とらえちよってよろしいかという点だけ確認しちよきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 身分については、おっしゃられるとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 繰り出し金につきましては、旧町でそれぞれ負担すべき額を今年度は計上しておるといことです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 22番、田中。その他の医業外収入が3億3,000万円ほど計上されておりますが、初めてなので内容をお知らせ願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ちょっとページを言ってください。

議員（22番 田中隆太郎君） 2ページから3ページ。

議長（新山 玄雄君） 2ページから3ページ。村岡公営企業財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） お答えいたします。

その他医業収益なんですが、前年実績をもとにインフルエンザ、16年度のインフルエンザ接種分、老人の方のインフルエンザ分を加えて計上させて4,194万4,000円程度入れております。どのようなものがあるかと言いますと その他、医業外収益。申しわけございません。その他、医業外収益につきましては、各病院ともございます。大島東部病院、大島中部病院、大島病院、今は東和病院、橘病院、大島病院、介護老人保健施設やすらぎ苑、さざなみ苑がございまして、区分的に言いますと、まず大島東和病院に関しましては、住宅使用料がございまして、その他、これは大島国保振興会というものがございまして、これは合併に伴いましてこの9月で解散しております。その振興会の方に資金がございました。これを寄附行為というものが財団法人にはございまして、これによりましてすべて解散のときには診療施設組合に寄附するという決まりがございました。これで県知事の許可を得て解散に至ったわけですが、そのとき持っておったお金を診療施設組合へ寄附するに当たりまして、もとの助役会等の話し合いによりまして、そのお金を本来、町から診療施設組合へ、先ほど話しができました医療外の方で交付税等を措置すべきものを、入ったものとして診療施設組合の方へは、この振興会の預金をもって充ててくださいという取り決めができて、その部分がございまして、東和病院に関しましては約2億円、橘病院に関しましては5,700万円、大島病院に関しましては1億5,000万円、やすらぎ苑に関して、以上のものに関しまして寄附をされております。これが主なものでございます。

これは、もう振興会が解散してありませんので、今後発生することはございません。

あとそのほか、これはあとは小さいものになるんですが、老健施設、二つの老健につきましては、患者さんの理髪料等、あと電気使用料等が入っております。

特に大きなものにつきましては、先ほどいきました大島国保振興会解散に伴います診療施設組合への寄附分を、町から本来入るべきものを差し引いた金額が、こちらに計上されております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 初めてじゃけもう一点。90何億円ですか、債権運用をされておりますが、これは国債と考えていいんですか。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） お手元の予算書の40ページでございますけど、取得する資産に計上しております周防大島町立東和病院の投資欄に上がってる国債でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第12、議案第12号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後3時20分休憩

.....
午後3時35分再開

議長（新山 玄雄君） お揃いでしょうか。それでは再開いたします。

最初に、先ほどの答弁で数字の間違いがあったようでございます。訂正を村岡企業局財政課長。公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 失礼いたします。先ほどの答弁の中で数字の訂正をさせていただきたいと思っております。大島東和病院に関しまして1億6,146万2,000円のうち、正しくは振興会からの寄附部分につきまして、周防大島町よりの減額分として上がっておりますものが1億5,503万4,000円でございます。橘病院に関しましては、4,624万8,000円のうち4,260万4,000円が正しい数字です。大島病院に関しましては1億2,010万8,000円のうち1億1,716万2,000円が振興会分の減額部分の相当するものでございます。

どうも失礼いたしました。

日程第13．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは補足説明を、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、補足説明を申し上げます。

来る平成17年2月28日で任期満了となります、現委員であります沖村吟峰氏は、人格識見ともにすぐれ、地域社会の実情に精通し、人権擁護についての御認識も深く、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、議会の御意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖村吟峰さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、沖村吟峰さんを適任とすることに決定しました。

日程第14．同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な行財政運営を進めるため、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられる末満良勇氏を周防大島町監査委員として選任をいたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

末満氏は、旧久賀町で2年間監査委員を歴任をされ、人格は高潔ですぐれた識見を有し、周防大島町監査委員として最適任であると考えております。よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものであります。任期につきましては、選任後4年間です。末満氏の経歴につきましては、参考資料として添付をしておりますので、御参考の

上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第14、同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15・同意第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので松井岑雄議員の退場を求めます。

〔松井 岑雄君 退場〕

議長（新山 玄雄君） 提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第2号周防大島町監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員に松井岑雄氏を選任したいのであります。松井氏は、旧大島町で議会選出の監査委員を4年7カ月歴任をされており、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられます。人格は高潔、公正で、周防大島町監査委員としての最適人であると考えております。任期につきましては、選任後4年間であります。よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第15、同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

松井議員の入場を許します。

〔松井 岑雄君 入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま同意されました松井議員より、あいさつをこちらでお願いいたします。

議員（14番 松井 岑雄君） 松井岑雄でございます。皆さんの御審議をいただき、このたび監査委員をお引き受けさせていただくことになりました。ありがとうございます。

つきましては、5年間監査委員として旧大島町で頑張っまいりまして、さらにまた4年間と、一生懸命、新町になりましたけれども、私もそれなりに誤謬等についてもしっかりとした監査を行い、また監査に当たりましては、正確にスピーディーに、しかもシビアな監査をこれからも財政あるいはまた行政監査を執行していく覚悟でございます。

どうぞ議員各位の皆様も御協力賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第16、同意第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

周防大島町固定資産評価審査委員会委員に竹本厚三氏、田中忠治氏、松井安雄氏、山崎正實氏を選任したいのであります。4氏とも旧久賀町、大島町、東和町、橘町でそれぞれ固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただき、豊富な経験とすぐれた識見をお持ちの方々であります。よって、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものであります。任期につきましては、選任後3年間であります。4氏の経歴につきましては、参考資料

として添付をしておりますので、御参考の上、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第16、同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17、同意第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、同意第4号周防大島町助役の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第4号周防大島町助役の選任につきましての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、助役の任務は地方自治法第167条に規定されており、町長を補佐し職員を監督し町長に事故あるときはその職務を代理するという、重要な職務であります。

新生周防大島町の町政を担当いたします私といたしましては、公正かつ効率的な行政の運営に、私が最も信頼し、かつ有能な人物であって町政の発展に尽くしてまいりたいと考えており、現総務部長の椎木巧君を選任しようとするものであります。同君は、お手元の資料にありますように、昭和41年旧橘町に奉職をし、建設課長、総務課長を歴任をし、平成15年からは大島郡合併協議会事務局次長として、周防大島町誕生に尽力をし、本年10月からは周防大島町総務部長として地方行政に尽くし、その実績につきましては、既に皆様御承知のとおりであります。なお、任期は選任後4年であります。人格、識見ともすぐれ、助役として最適任でありますので、議会の御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第17、同意第4号周防大島町助役の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔椎木 巧君 入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま同意されました椎木巧君より、どうぞ、ごあいさつをお願いいたします。

総務部長（椎木 巧君） 一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

このたびは、周防大島町助役への選任同意に御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。職務の重大さに身が引き締まる思いで、震えがとまらない状態でございます。

もとより学歴も学力も、またその能力もまことに平々凡々たるものでございますが、38年間に及ぶ地方行政に携わってまいりました経験を生かしながら、議会の皆様の御指導を賜り、中本町長を補佐し、周防大島町の発展と町民の幸せのため、誠心誠意努力することをお誓い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

このたびは、まことにありがとうございました。（拍手）

日程第18・同意第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第18、同意第5号周防大島町収入役の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第5号周防大島町収入役の選任の同意につきまして、提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、収入役の任務は地方自治法第170条に規定されております地方公共団体の会計事務につかさどるという重要な職務であります。新生周防大島町の町政を担当いたします私といたしましては、収入役として公正かつ正確に出納業務を扱う、現東和総合支所長の吉村正晴君を選任しようとするものであります。同君は、お手元の資料にもありますように、昭和38年東和町に奉職をし、企画課長、経済観光課長、総務課長を歴任をし、本年10月からは周防大島町東和総合支所長として地方行政に尽くしてこられ、その実績につきましては、既に皆様御承知

のとおりであります。なお、任期は選任後4年間であります。人格、識見ともすぐれ、収入役として最適人でありますので、議会の御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第18、同意第5号周防大島町収入役の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔吉村 正晴君 入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま同意されました吉村正晴君より、あいさつをお願いします。

東和総合支所長（吉村 正晴君） このたび収入役に御選任いただきまして、まことにありがとうございます。浅学非才な私でございますが、これまでの行政経験をもとに誠心誠意務めさせていただきますので、どうか御指導のほどをよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

日程第19．周防大島町選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（新山 玄雄君） 日程第19、周防大島町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを上程し、これを議題とします。

本選挙は、地方自治法第182号第1項の規定により、本日提案するものであります。御承知のとおり、選挙管理委員は地方自治法第181条第2項及び183条第1項の規定により、4名をもって組織され、任期は4年であります。なお、補充員についても地方自治法第182条第2項の規定により、委員と同数の4名選挙することになっております。この補充員は、委員に欠損、欠員が生じた場合、あらかじめ決められた順番により補充されることになっております。

これより、周防大島町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

事務局より、選挙管理委員及び補充員候補者の名簿を配布します。

指名いたします。周防大島町選挙管理委員会委員に山本衛さん、石田克夫さん、古本重人さん、柳田治生さん、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会委員に山本衛さん、石田克夫さん、古本重人さん、柳田治生さん、以上4名の方が当選されました。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、金本豊さん、樹元昭さん、ヤマモトヒロシさん、山崎正實さん、（発言する者あり）ちょっと暫時休憩します。

午後3時59分休憩

.....
午後4時00分再開

議長（新山 玄雄君） 失礼いたしました。間違いました。続きましてからいきます。先ほどの読み上げたヤマモトヒロシさんは、矢野正浩さんに訂正させていただきます。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、金本豊さん、樹元昭さん、矢野正浩さん、山崎正實さん、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会補充員に金本豊さん、樹元昭さん、矢野正浩さん、山崎正實さん、以上4名の方が当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選任に対する告知につきましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長により当選人に告知いたします。

日程第20．農業委員の推薦について

議長（新山 玄雄君） 日程第20、農業委員の推薦についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。御承知のとおり、周防大島町農業委員会委員のうち選挙による委員の任期につきましては、合併特例法に基づき在任特例が適用され、平成17年7月19日までとしているところであります。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会が推薦する委員について協議をしたいと思います。なお、任期につきましては、選挙による委員と同様に、平成17年7月19日までであります。

暫時休憩します。

午後4時01分休憩

午後4時02分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩に引き続き会議を開きます。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、杉山議員、富田議員、浜戸議員の退席を求めます。

〔杉山 藤雄君、富田 安英君、浜戸 信充君 退席〕

議長（新山 玄雄君） 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会の推薦する農業委員は4名とし、杉山藤雄さん、富田安英さん、浜戸信充さん、岡村文男さん、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、議会の推薦する農業委員は4名とし、杉山藤雄さん、富田安英さん、浜戸信充さん、岡村文男さん、以上の方を推薦することに決定しました。

暫時休憩いたします。

〔杉山 藤雄君、富田 安英君、浜戸 信充君 着席〕

議長（新山 玄雄君） 全員異議なしで推薦することに決定をいたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

午後 4 時03分休憩

.....
午後 4 時04分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩に引き続き会議を開きます。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

次の会議は12月21日火曜日午前9時30分から開きます。

午後 4 時05分散会
